

令和6年9月6日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和6年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
危機管理監	田瀬高広君
財務課長	安土哲君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	岸淳一君
企画調整課次長	金田卓也君

教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事務局長 千葉浩司 主 査 清水啓貴
主 査 高橋洵子

議 事 日 程 (第3号)

令和6年9月6日(金曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議員提案第1号 松島町議会会議規則の一部改正について
- 〃 第 3 議案第46号 松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第47号 松島町手数料条例等の一部改正について
- 〃 第 5 議案第48号 松島町国民健康保険条例等の一部改正について
- 〃 第 6 議案第49号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第50号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第51号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第52号 松島町下水道条例の一部改正について
- 〃 第10 議案第53号 あらたに生じた土地の確認について
- 〃 第11 議案第54号 字の区域を変更することについて
- 〃 第12 議案第55号 物品売買契約の締結について
【消防小型動力ポンプ付軽積載車】
- 〃 第13 議案第56号 工事請負契約の変更について
【松島町保健福祉センター大規模改修工事】
- 〃 第14 議案第57号 令和6年度松島町一般会計補正予算(第3号)
- 〃 第15 議案第58号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 〃 第16 議案第59号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第17 議案第60号 令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 〃 第18 議案第61号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第19 議案第62号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 〃 第20 議案第63号 令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第21 議案第64号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第22 議案第65号 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第23 議案第66号 令和5年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第24 議案第67号 令和5年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第25 議案第68号 令和5年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第26 議案第69号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第27 議案第70号 令和5年度松島町水道事業会計決算認定について
- 〃 第28 議案第71号 令和5年度松島町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番菅野隆二議員、2番米川修司議員を指名します。

日程第2 議員提案第1号 松島町議会会議規則の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第1号松島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第1号松島町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第46号松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。

1つは、なかなか私は法律の解釈というのは難しく、教えてほしいと思うんです。条例改正の中に、毎度のことなんですけれども、第何条の何々として出てきて、今回の場合さらにそこに別表が出てくると。別表は条例に載っていないものですから、その別表の中身が分からないとなかなか判断もできないと、こういうことになるかと思っております、いわゆる特定個人情報提供できる機関や組織はどのような分野にまで広がって、どういう組織に情報提供ができるようになっていくのかですね。まずその辺お伺いしたいのと、そのことによって、本町において自治体の関係組織に対しても情報提供ができるというような条文になっているようなのですが、本町において提供できる組織といった場合、どういう組織になるのか。その辺までお答えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、改正前と改正後でちょっと法律の立てつけ、作りが違っています、改正前は別表1と別表2というのがありました。別表1というのは、要は厚生労働大臣だとか、それに伴う健康保険法に関する事務だとか、大まかな事務の内容を整理したのが別表1になっていました。改正前の別表2については、例えばそれをより詳細に、情報の照会者であったり具体的な利用の事務であったり、あとは情報提供者であったり、どういった内容の個人情報を提供するかという内容をより事細かに定めたのが別表2になっていました。今回の法律改正では、改正前の別表2に該当するより詳細な事務を省令に委任したと。要は、迅速に情報連携ができるようにということでの趣旨でそうになりましたということです。

そして、その法定事務というのは、例えば、提供する事務の例としては、例えば全国健康保険協会から国の各省から都道府県、市町村、相当、おおむね大体そういった団体であれば情報連携ができますよと。法律にあるものについては、特に条例の手續ということではなくて情報連携はできるんですけれども。あと、条例で例えば独自に定めれば、さらにその法定事務に準じた事務、関連性のただある事務なんです、それは定めれば情報連携、要は情報連携というのは、例えば松島町から利府町に何らかの事務があつて、それに例えば税情報が必要だと。その方が例えば前年の1月1日に利府町にいれば、利府町から課税の証明書なんかを取らなくちゃいけないので、そういったものの例えば連携ができると。法定にあるものにつ

いては、そういった添付書類関係の様々な情報が取得できますよという立てつけというか仕組みになっています。

そのほかに独自利用ということで、条例に、別表に載っていますが、本町の場合はまだ独自利用はただ行われておりませんので、だから、相当多岐にわたって、全般、いわゆる社会保障関係ですとかそういったものはほとんど情報連携が法定事務についてできるようになっているということでもよろしいでしょうか。主に税関係とか住民情報関係とか、そういったものが主になっているということです。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 本町においての独自利用というふうになった場合、まだまだ出来上がっていないよと、こういうお話であるんですけども、想定される組織というのは当然出てくるんだろうと思うんですよ。その場合に、役場の庁舎内は当然そういうことになるんだと思うんですが、外郭的な団体であるとか、社会保障の関係でいうと介護事業者であるとか、そういったところまで広がっていく可能性があるのかどうかですね。そういったことについてはどうなのかということなんですが、いかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私が別表を見ている範囲では、介護事業者まではちょっと入っていないかと思います。

例えば、よく使われているものとしては、子ども医療費の助成だったり、そういった関係の事務で情報連携を使っている事例というのは比較的多いかなと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） なかなかその辺の、この条例の中で改めて規定をしていくという考えがないのかあるのか含めて、そういうことがあるのであればいつ頃までにそういった措置をしていくのか、その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これ事務の担当課とあとは後ほど相談はしなくちゃいけないんですけども、例えば今言ったような事務であれば、条例に位置づける前に個人情報保護委員会というところにまずこういった事務で情報連携したいというのを届出をして、向こうの審査を受けて、それが法定の事務と類似関連性があると判断されればそこで承認をもらって、それで初めて実際利用ができるというふうになるので、それも年に4回と決まっていますので、その手続を経て、必要なものがあれば担当部署と調整をして手続は取っていきたいと思います。

要は、利用する側にとってのメリットというのも、結局、松島町内だけで完結しなければ他の役場に行って課税証明書とかもわざわざ取りに行かなくちゃいけないですし、あとは当然有料ですので費用もかかりますので、手続とそういった経費の負担軽減が図られますと。一方で、役場側にとっても、それが情報連携だけで情報取得できて確認ができますので、業務の効率化とかそういった効果がありますよということになります。

今後、今は松島町で独自利用事務はやっていませんが、今後、今、ちょっと先ほど事例で挙げたような事務に関しては相談して、なるだけできれば、お互い双方にとってメリットがあるのかなと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かったようで分からないような気がして聞いているんですけどもね。言ってみれば、個人情報保護と、何だ、今回のやつは、特定個人情報ですか、この取扱い、マイナンバー関係の情報というのは、言ってみれば税情報、社会保障、あともう1つ何だ、もう1つありますね、3つ、災害ですね。この3つのところに限定してやっているということなんですが、この法律ができたことによって、例えば確実に免許証とか何かも連携をしていくのかなと。あと国家資格であるとか様々な資格、こういったものも多分連携されていく中身になっていくんじゃないかなという気がするんですが、その辺はどうなんですかね。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の改正でちょっと市町村に直接というのはあまりないかなと思ったんです。具体的には、これ多分都道府県になると思いますが、理容師とか美容師とか、あとは建築士等の国家資格、あとは自動車登録とか在留資格に係る許可に関する事務も今回追加をされて拡大されていますよと。そのほかに、災害等以外でも、先ほど言ったような独自利用についても、類似性があれば利用範囲を認めていきますよという改正になっていますので、主立ったもの、具体例として今出ているのは、今申し上げたようなものがあるようです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 先ほども言ったように、限定をしていたと。ここが大事なところなんですよね。私ら考えるときは、県の事業、県の事務のレベルでのいろいろな仕事だとか、市町村レベルでのそういった関係の仕事だとか、縦割りになっているとえば縦割りでそういう仕事している部分もあるんですが、住民からすると県であれ町であれ同じであると、こうい

うことになるわけなんですね。

やっぱり住民のサイドからして心配されることは、個人情報のあるいはプライバシーの漏えいと、こういうことが一番懸念をされると、こういうことなんですね。その3つの分野ですね、災害と、それから税と社会保障と、ここに限定してやるということで始まったからこそ、まだプライバシーが守られるという状況があったのではないかなと、こんなふう思うんですが。こうやって様々な分野に特定個人情報の利用が拡大をされていくということになると、このプライバシーの漏えいというのは大変多くなる危険性をはらんでいるのではないかな。最近でも、公文書の、何ていうんですか、塾というんですかね、あそこのデータが漏れたとか、あと保険会社もたしかあったんじゃないかと思うんですがね。非常にそういう意味では、便利な反面、そういう個人情報、プライバシーというものの漏えい、危険をはらんでいる。これがデジタルというシステムなんだろうなということをしっかり認識しておかなくてはならないと思っているんです。

そういう危険性について、町としてどの程度認識をされ、対処はどう考えているのかですね。これは国のほうの対処も含めていろいろあるんだろうとは思いますが、その懸念について十分な対策が講じられることになるのかどうか、その辺あればお答えいただきたいと思っています。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 正直、今の仕組みですと、基本的には通常のネット回線というわけではなくて、独自のそれ専用の回線で情報連携をするので、その部分についてはあまり、正直心配はないのかなと。あとは、利用するにしても、先ほども言いましたように個人情報保護委員会にきちんと届出をして限定されますので、それについても、何でもかんでも利用するということにはならないですし、そうしてはいけないことでもありますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 専用回線使っているということなんですけれども、アメリカのそれこそ中央情報局みたいなところだって侵入をされるわけですよ。だから、全く閉じられたものだというのはそれはそれであるのかもしれないけれども、連携が増えれば増えるほど、その危険性はやっぱり高まるんだと思うんですよ。そこら辺の危険性をしっかり認識することが大事なのではないかなと、こう思っているということなんです。そういう、これ以上言ってもあれですけども、その辺含めてしっかり考えてほしいなと思っています。

個人情報保護委員会でいろいろ検討されて、本町における連携については考えるということですので、それらをしっかり押さえて議論もしていただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　続きまして、7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君）　私からも何点か質問させていただきます。

まずもって、今、今野議員さんが質問されたようなこととかぶる部分もあるかもしれませんがけれども、私なりにちょっと角度を変えて質問させていただきますが、今回の松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正の条例の中で、特に、3条、町の責務というところに特化してまずはお伺いしますが、今、何回か出ていましたけれども、個人情報保護委員会なるものは、公に町民の皆さんには理解されている組織体なんですか。どこにその組織体を持っているんですか。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　一般の方にあまりちょっとなかなかなじみはないと思いますが、一応、所管の省とすれば、たしか内閣府だったと思いますが、基本的には独立した組織として、国とやるところもあるので、独立した機関ということです。

○議長（色川晴夫君）　7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君）　その上で、町は税とかはじめとして、いろいろな委託業務関係を中心に行います。そうした場合に、民間の事業者はその情報が一時的にせよ渡ることもあり得るんだろうと思いますから、あえてお伺いしますが、個人番号の取得から廃棄までのプロセスという点で、町はこの条例が通った暁には速やかに、何ていうんですか、厚労省とか出していますけれども、ガイドラインとかそういったものはおつくりになる考え方あるんですかね。もう既につくって準備していますよということなんですかね。あるいは、町民に向かっての周知方法なんかも、既にスケジュール的に考えておられるのかどうかというところもちょっとお伺いします。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　これ、住民、今回の改正の内容で直接住民周知というのは、なかなかちょっとなじまない内容かなとはちょっと思っていました。ただ、同じ法改正の中で、この後の議案にもあります国民健康保険関係のものについても同じ改正法の中で改正されて、ただ施行日が違うというだけですので、そういった部分については住民の方にしっかりと情報提供は必要だと思いますが、あくまで今回の46号の部分に関しては、法律の改正を受けて、

どちらかというと文言の整理というのが中心になっている改正ですので、その部分に対してのなかなかちょっと周知というのはなじまないかなと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 要は、個人番号、マイナンバーの持っているデータを委託かけて、税等とかはじめとしてね、あるわけなんですけれども、そういったことによって全町民が対象にされてではないと思うんですね。納税しておられる方を中心にしてと、例えば税に特化して見た場合にですね。そういった場合に不利益等被るようなことないようにということで、あらかじめ該当する町民の方には、こういったことでデータ情報をお渡しするとかそういったことのあれは、例えば町の広報等で、ある一定の期間でもって対応するということとかは、そういったことはあり得ないんですかね。そういったことは想定に入らないんですかね。そのところちょっと確認します。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、機械的に何か情報提供する、今回の個人番号の関係のマイナンバー法ですね、いわゆる、が、これの話と多分個人情報保護法の話とが混在されていると思うんですけれども、あくまでも今回の改正については、マイナンバー法、利用に関してということですから、先ほど言ったように、法定、法律で定められた機関同士だけの情報のやり取りで使うということなので、またちょっとその部分は今回の法改正のところの範疇ではないかなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） この提案された46号ですか、に関して、いろいろとネット上で調べさせてもらおうと、今いみじくも総務課長が答弁されましたけれども、個人情報保護法の第58条の2項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務に関して特定個人情報の適正な取扱いをガイドラインとしてすると、国のほうではそういった内容の通達をしていますよという内容に描かれているわけですから、今、私が両者を混同してお話じゃなくて、それぞれに分けて答弁いただければ、それはそれで理解するところなんですけれども、いま一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほど言われたガイドラインなり、方針なり、今あるもので不足していれば、当然それは今回の法改正を受けて、それに合うような形で見直しは行ってきたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） いずれにしろ、今回のこの条文、現段階では、何ていんでしょうか、この条例改正は、ほんのマイナンバーの取扱いに関しての入り口部分かなというふうに見ています。本文については、事務取扱上、今後、町の中で関係する各課と連携、調整の上で対応していくということになるんだということの理解で今回は収めておきますが、何分、やはり町民の側としてはマイナンバーによるいろいろな事件、先ほども今野議員さんがおっしゃいましたけれども、事件とかなんとかが出てくると不安視するわけですね。そういったこと不安払拭は、やっぱり町の側の務めとしてもあるわけですから、その辺のことも果たしていただきながら対応いただきたいということを申し上げ、私の質問終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） それでは……。

○議長（色川晴夫君） 討論は、原案に反対の発言から許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 議案第46号ですか、松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正ということにつきまして、反対の討論をさせていただきたいと思います。

この条例改正につきましては、法改正の趣旨に沿いまして、条例の題名を松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に改題をするとともに、新たに特定個人情報の提供についても規定する内容となっております。

先ほどの質疑でも申し上げましたが、このマイナンバー制度は、そもそも私はプライバシー侵害の危険性が極めて高く、また、避けられないものと考えております。ですから、この制度発足以来、この制度は、社会保障、税、災害対策の3分野に限定をして使用することになってまいりました。今回、なってまいりました、利用する事務や情報連携についても法律で規定をされておりまして、マイナンバーを含む個人情報の収集、保管と、これについては、本人の同意があっても禁止をされてきていると認識をしております。

今回の法改正は、そして町税条例改正は、こうしたこれまでの法を大転換して、マイナンバー利用の限定を取り払い、全ての行政分野で利用を推進しようと、こういうことになってくるかと思えます。マイナンバーの情報連携は、法改正をすることもなく拡大が可能となっていきます。マイナンバー、特定個人情報のこのような取扱いは、プライバシー侵害の危険性

をさらに高めるものであり、条例改正に賛成するというわけにはまいりませんので、反対、このことを申し上げて反対としたいと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の発言者を。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 菅野でございます。

今回の改正の部分に関しては、定義、規定の追加、文言の整理というところがメインになっておりますので、改正されてもされなくても、個人情報管理については引き続き適正に行っていたきたい、そして行っていただくことということとは変わらないのかなというところがございます。

ただ、個人情報の提供となると、住民の中には不安があるというところはもちろんあると思いますので、しっかりと届出審査行った上で実際に利用できるまで手続を行いますよというところをしっかりと周知していただいて、そういった不安、情報漏えいの不安があるからこれは反対となると、車に乗って事故の可能性があるので車に乗りませんと言っているようなものかなというところも私も感じますので、そういったところ、情報連携が可能になることで住民サービスの向上につなげていただくということが大前提として、しっかりと引き続き管理、リスクヘッジをしていただけるということを感じて賛成とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第46号松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 松島町手数料条例等の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第47号松島町手数料条例等の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。議案47号について質問させていただきます。

今回、督促関係の、督促手数料の廃止が主な内容での条例改正かと思えますけれども、よくよく考えてみますと、これまでも町からの説明等受けて私なりにしんしゃくすれば、督促状、催告書等を発行した場合に、その手数料として督促手数料を徴収していたものですが、例えばその督促を受けた方からの問合せの対応や徴収のためにそれ以上のコストをかけてきた実態があるのは事実かと思えます。

今回、督促手数料の事務の業務量を軽減して、その分の余力を他の徴収事務に充てることで事務の効率化と徴収率の向上を目指すものだろうと私なりに解釈していました。ちなみに令和5年度のこの督促発送とか催告書の実績なんかを見ますと、督促で6,174件、催告書で1,590件のような決算の資料もございました。

そういったことから今回あえてお尋ねしようとするのは、納税組合加入者とかそういったものについては、周り関係で周知徹底したりして、この督促料関係がなくなったり、対応するというのについては理解するんですが、そうでない方々への啓発とかそういったものについてはどのような手段を描いておられるのかというところをお聞きしたいということであります。あるいは、そういったものに代わって、納付書なんかにあらかじめ何らかの工夫をつけて対応する考え方なのか、そういったところも含めて、今既にこのことで描いておられることがありましたらお知らせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 今回の督促手数料が仮になくなる、手数料等がなくなるということについては、周知は必ずしなければならないと思っています。一般的ではありますけれども、広報またSNS等を通じて、こういった取扱いになりますと。ただ、督促状は法律行為で決まっていますので、それは引き続き継続されますということで、周知は図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫君議員。

○7番（赤間幸夫君） 納税者に対して納付通知書を差し上げるわけですから、そういったところにも工夫があつてしかるべきかなと私は思って、今ちょっと要望として絡めてお話ししたんですけど、その辺の考え方というのはお持ちでないですか。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） もちろん納税通知書にもその記載するのと併せて督促状は発送しますので、仮に遅れた方に対しては。そのときには手数料はかからない旨を記載して周知を図ろうと考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、1つ、今、督促だけお話ししてみたい。延滞金の徴収は、納期限が来て、それを過ぎてしまって、延滞金はその納入と併せて徴収する考え、その場での算出計算でとかということになるんですか。それとも、延滞分は延滞で、延滞された方に通知を差し上げて、延滞分と合算してお納めくださいという形を取られるんですか。平たく言うと、そういうことのありようをちょっと確認したいと思ったんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

督促手数料の場合、地方税法の329条に納期限後20日以内に出しなさいよとなっています。その手数料がなくなると。督促状は出ます。でも、その督促状を出した後も納まらない場合、これは地方税法の326条で延滞金が掲げられております。納期限が過ぎた後、その人が納めるまでの年14.6%を計算して延滞金が算出されると。その分については頂きますと、これ法律行為ですので、延滞金については本税と一緒に納めていただくときに頂くということになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ちょっとごめんなさい。今、延滞の割合、比率を14.6とおっしゃったかな。14.5ではなくて14.6なのかな。そこ変わらない。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

大変申し訳ありません。久しぶりにちょっと戻ったので、前の記憶で。14.5%となっています。申し訳ありませんでした。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の料金改定でございますけれども、県内自治体の状況を踏まえてということで改定に至るということでございますので、県全体としてどれくらいの自治体が今回考えている手数料という形になっているのか、お答え願いたいと思います。よろしくお願

いたします。

○議長（色川晴夫君） 金田企画調整課次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） お答えいたします。

こちら県内自治体の状況を見てということで確かに記載させていただいていたんですけれども、その手数料それぞれを各部署で検討していただいたときに、近隣自治体の状況であるとか県内の状況ということでこのようにお示ししておりましたので、ここに掲げさせていただいています手数料につきましては、もう県内でも多くの自治体を実施している状況も見られるということで、今回改正の手続をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 多くのということではございますけれども、まだ、私、この本町と同じような料金体系の自治体も幾つかあるのかなということもございます。ですので、そういう自治体の動きとしては改定の動きになっているのかどうか、そこら辺お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） こちら、今回改正の対象とさせていただいています手数料につきましては、今回の見直しが全体とすれば使用料等の見直しで始まってはいるんですけれども、使用料等の見直しにつきましては、例えば施設のほうであるとかそういったものにつきましては、かなり県内自治体でもばらつきあるかと思えますけれども、今回見直しの対象とさせていただきました手数料につきましては、近隣自治体も含めかなり対応してきているという状況で確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、我が自治体だけがこういう動きをしているというわけではなくて、全体的な動きとしてそういう傾向にあるということで値上げをするということでよろしいでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） こちらの手数料につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私も赤間議員が今おっしゃった督促手数料のところなんです、これ、ほかの手数料に関しては今の社会情勢を見ても上がるのは致し方ないかなというところなんです、この督促手数料の場合だと削除というところになりますので、この部分だけマイナスになってくるわけなんですけれども。全協のときですかね、ご説明いただいて聞いてはいたんですが、どうも腹落ちしなくて、もう一度ちょっとご説明をいただきたいなというところ。正しい金額ちょっと分からないんですが、50万円ぐらい多分なくなってくるというところなんです、手数料が削除したところで督促状は送るということなので、督促状を送る費用というところも含めて、いま一度その削除する理由というところを教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

今回の督促手数料の見直しにつきましては、議会全員協議会でも話した、重複になったら申し訳ありませんが、令和5年度から地方税統一QRコードというのが各納税通知書に記載されるようになりました。その地方税統一QRコードが組み入れられたことに伴いまして、督促手数料を支払う方と支払わない方が出てしまったという現状を、不公平感をなくすために今回見直すという内容になっています。

じゃあ実際どのような現状になっているかと申しますと、銀行では、納期限を過ぎたものにつきましては、納税通知書に100円と今まで督促状が出ていましたら、記載をして納めてということが可能でした。統一コードが入ったことによりまして、銀行ではそれを取扱いしませんよというふうになりました。ただ、今度、コンビニにつきましては、納期限後1か月間は、実際、もともと持っている納税通知を持っていけば、督促料を払わなくても納められる環境になっています。ただし、今までどおり、松島の役場に、会計課だったり財務課に来る方については、本税の納税通知書または督促状と一緒に持ってきて、100円をしっかりと本税と一緒に納めていただくと。相互に対応がばらばらになってしまっているというようになります。

では、どうやったら、菅野議員が全員協議会で話していた、納められるようにすればいいんじゃないかという話があったかと思います。実際、どうやったら全員、督促手数料を納められるかというのを、特別滞納整理室や税務班の職員でも議論しましたけれども、簡単に言うと、結果、無理なんですね。例えば、固定資産税1期分を納期限過ぎました。その分だけコンビニとかでは納められるようにできるかという、できないんですね。できたとしても、

全税目が納められなくなるという層が生じてしまいますので、なかなかそういった、督促手数料を納める方、納めなくても何とかなる方と、そういう不公平感が是正できないということが令和5年度以降発生してきましたので、当町も含め県内でもそういった不公平感を是正しようということで、督促手数料の見直しを他自治体と同様に考えて、今回提案させていただいたところでございます。

少々長くなりましたが、以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 督促送らないように払ってもらえれば一番丸く収まるというのはもちろん分かるんですが、その不公平感をなくすという中で、払っていない方に合わせるというのがどうしてもおかしいなと思うんですね。そのQRコードを使うと払わなくてもよくなるのかというのであれば、もう悪いことではないんですが、何かこういう方法あるよみたいな、ネットで何かいっぱい出てくるようなものと同じような感じがするので。であれば、そのQRコードで払えませんかよとすればいいだけなんじゃないのかなとか思ったりとか。せっかく役場の窓口に来たり、銀行でしっかり払って、遅れて督促状もらっちゃったからもうしょうがないなと納得して払っている人のほうに合わせるのが不公平感をなくすということになるんじゃないのかなとは思いますが、その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

地方税統一QRコードの記載につきまして、全国統一の仕様になってしまいまして、我が町だけが変えるというわけにもちょっといかない状況にあります。ただ、全税目ではなくて、段階的にそれが導入されてきます。令和6年度でほとんどそろってきたんですけども、実際にできなくなるにはどうしたらいいのか、コンビニで払えなくすればいいのではないかとということもありますけれども、そうすると納付の機会が縮小してしまうということになってしまいます。ですと、やっぱり本税をしっかり納めていただくというほうに主眼を置いたほうが公平性は保てるのではないかとということで、今回、督促手数料の見直しを上げさせていただいております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 先ほど、一番最初に、そうした督促状を送る費用というものはどれくらいかかっているのかというところ、まず教えていただければ。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 令和5年度の費用では、これちょっといろいろ重なっていたんですけども、63万円ぐらいかかっています。収入は、菅野議員が把握したとおりの50万円程度となります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうすると、63万円かかっている、今まで50万円あったので、手出し13万円ぐらい。もう督促送るので13万円かかるのも、払っている側としたら多分納得いかないんだろーと思いますけれども。そういった状況でやっぱりそっちに合わすというのが、賛成討論した後であれなんですけれども、どうしても何か納得できなくて、この辺をすっきりするようなことにならないのか。例えばそれが気づいていろいろな各県、県内でなっているなっていますけれども、誰も行政の方はおかしいと思わなかったのか。松島町内のこういったQRコードを使わなければ払わなくなるからそれに合わせようとなったとき、おかしいと思わなかったのかということ、ちょっと、おかしいと思えば国にちょっとそういったのを要望出すとかということもあったとは思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 一番は、納める場所、機会が増えていくということが、これまで銀行や役場しか納められなかったところが増えていったと。そうしますと、納める場所、機会があるのに納めないのは何でそうなるんだろーというふうに、あれになってくると思うんですね。ですのであれば、現金じゃなくて、実際にバーコード決済やQR決済で納めやすい環境をつくってほしい。今、実際にそれでQR決済とかで手数料等はかかっていますけれども、それによって銀行や役場の時間外に納められた人は結構いるんですね。働いている方、土日、なかなか金融機関、役場が閉まっている方につきましては。それと、本税と、やっぱり督促手数料は、また、納めれば発生しないんですけれども、納めないがために発生してしまっていると。最後に、繰り返しになりますけれども、その督促手数料を納める人と納めない人がどうしても出てしまうのは、私たちが事務を執行していてもやはり不公平感があって、どうにも今できないと。であれば、本税優先でしっかりと納めていただく環境をつくらうということで今回の見直しを上げさせていただいたところですが、これはほかの自治体、もう督促手数料やめますよと決めていた自治体とも話して、同じような印象は持っております。

ただ、今どれぐらいの自治体が督促手数料見直したかといいますと、県内でいうと4割ぐらいの自治体です。今後多分増えていくのではなかろうかと思えますけれども、これが増えたからやるとかではなくて、実際に、繰り返しになりますけれども、督促手数料払う人、払わない人のその関係を是正しようということで今回見直したところでありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） もうこれでやめますけれども、本当難しいなというところがありますので、督促状送らなくてもいいように、期限内に納めていただけるような努力をして、63万円というところがもしあるのであれば、それをまず減らす努力というところをまずはしていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） まず、近隣の自治体を見ながらというお話で、私もちょっとネットで近隣の自治体の例規集、ちょこちょこっただけですけども、見たんですけどもね。何か住民票の交付なんかは、まだ200円ぐらいのまんまの状態、例規集そのものが更新していないのかどうかは分かりませんが、実際のところ、今の、今回提案されている、例えば住民票関係ですと、200円から300円ということで100円の値上げとなっている。近隣の市町村で実際に上げているのかどうかですね。それとも、この9月定例会で近隣町村と一緒に足並みそろえて上げましょうという話になっているのか、ちょっとまずその辺確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今回200円から300円に値上げをさせていただく手数料につきましては、コンビニ交付の手数料になっております。

近隣の状況を申し上げますと、2市3町、宮城黒川郡のところを聞いてみますと、確かに200円のまんま、コンビニ交付のほうにできるだけ利用させていただくように、そちらを安くしているという自治体が多いことは確かです。ただ、私たち松島町と同じように、今年度中の改正を目指して今現在準備しているという自治体もあることは伺っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。ちょっと見たら上がっていないのもあるなと思ったもの

ですからね。

それで、例えば私たち一番身近なのはやっぱり住民票の交付だとか戸籍だとか印鑑証明だとか、こういったのが非常に身近に利用する機会が多い部分なんだろうなと思っているんですが、そのこのところを200円から300円に上げるということなんですが、実際に1通の証明書なり住民票なり交付するのに、これ実費としてどのぐらいかかっているものなのかなというのがまず考えるべきなんじゃないかと思うんですが、どのぐらいかかっているものなんでしょうね。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） コンビニ交付に係る1通当たりの手数料ということでお話しさせていただきますと、コンビニ事業者への委託手数料、設置、コンビニ交付する機械を入れていただいて、そちらのコンビニにお支払いする委託手数料が1通当たり117円です。そのほかに、町がコンビニ交付を実施するに当たりまして負担金ですとかシステムの保守業務ですとかでかかっている費用で申しますと、負担金としまして69万円程度、クラウドシステムの費用が34万5,000円程度、合わせますと、システム保守がそのほかに370万円くらい年間がかかっておりますので、合わせますと、1通当たりのコンビニへの手数料117円以外だけでも年間470万円程度かかっております。コンビニ交付が実際にあった件数が令和5年度ですと1,700件くらいになっていきますので、単純に割り返すと3,000円弱かかっているというふうになってまいりますので、かなりの経費はかかっているというふうになっていると思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） いろいろシステムが非常に大きいと、こういうことになるのかなと思うんですね。1通当たりコンビニのほうで117円と。それ以外で結局1,580円ぐらいかかっていると。こういうことになるので、システムの維持、保守関係の部分を見るとそうだとしたことなんですが、このシステム自体は、多分こういったものの交付にだけ使っているのではないんだろうなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） コンビニに置いてある機械につきましては、マルチコピー機というものを使用していますので、それ専用というものではございません。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） だから、今の答弁だと1通発行するのに1件当たり3,000円かかるとい

う話なんです、もっともっと小さい額になるのではないかと、こう想像するわけですが、そういう実費を本格的に出したことはないですかね。どうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） そこまで細かく費用を出したことはございません。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私言いたいのは、結局、役場の仕事って何だろうかと、こう思うんです。住民の皆さんの様々な情報であったりなんだりを集めて、これを管理、保管を適正に行って、必要なときにその情報を出すというのが役場の大きなサービスの1つではないかと、こう思っているんですよ。ですから、そのサービスを提供するということであれば、本当に実費程度で本来ゼロ円でもいいのかなと思っているんです。本来、税で、それぞれ所得税、住民税払っているわけですから、本来そういったところのサービスは、私は本来ただでもいいのではないかと、強いて言えば実費程度かなと、こんなふうに思って考えていたわけです。紙代とコピー代とプラスアルファで幾らになるのかなと思っていたものですからお聞きをしたわけですが。

そういうことで考えると、1通当たり今現状200円。300円に値上げをする必要性が本当にあるのかなと、こう思うわけです。3割増しというんですかね、200円が300円ですからね。この料金の値上げというのが、近隣がそうだからというんじゃなくて、言ってみれば、住民の目線から考えたら、やっぱりそういうサービスは低廉な価格で提供するというのが行政、公共の仕事ではないかと私は思うんですよ。そういう立場で考えているものですから、なぜ値上げなのかなと、本来であればもっと安くてもいいものではないかと、こう思うので、その辺について何かあればお答えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） もともと200円に設定させていただいておりますコンビニ交付手数料でございますけれども、そこに係る職員の人件費とかというのは多分入っていない計算になっていると思うんですね。どちらかというと、窓口で発行する手数料、今300円になっていますけれども、300円が通常のもので、そこからコンビニ交付をできるだけ使っていただくように、使ってもらいやすいように200円に値下げしていましたがという理解なのかなと認識しております。そこを戻させていただいて、使いやすい環境は整えていきますのでご利用いただければという考えでやっております。できるだけコンビニ交付使って、せっかく整備した体制なので、1件でも多く使っていただけるようになればと、こちら周知してまいりた

いと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） でも、今度値上げするわけでしょう。利用促進もう大体なったから、周知もできたしということで、じゃあ値上げをするということになるのかね。コンビニ交付代で117円余計、コンビニだけでもそれ支払いがあるから、その分のかさ上げだと、こういう考え方なのか。その辺もう少し丁寧というか、そういう理解でいいのかですね。もう1回お願いします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） もともと値下げしていたものを戻すということもあるので、値上げするという感じだけではないのかなというふうには思っているんですけども。そうですね、それ以上に経費は、ここに具体的に出ているのは117円というものだけ申し上げましたけれども、その裏にはたくさんの経費がかかっておりますので、決してもらい過ぎている額ではないのかなというふうには理解しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。

言いたいのは、やっぱり公の仕事として、行政の仕事の一環として、こういうものは住民サービスとして私が行われるべきものだと思うので、まるきり取っちゃ駄目だというわけではないんですけども、やはり低廉な価格で提供できるようにしておくべきなのではないかなと。1回こういうところで値上げが始まると、連鎖的に次はこっちが値上げみたいな話になっていく傾向もありますので、今後の見通しはどうなんですか。大体コンビニの部分だけで、これは当面、しばらくはこれでいくんだということでもいいんですか。それとももう少し、ここ何年かしたら、ほかの分野にもというかな、いわゆる窓口交付も含めて見直しが始まるということなのか、その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほどのコンビニのやつは、いろいろやり取り聞かせていたんですけども、基本的に、町民の皆さんがより使いやすくする、そのために行政として、逆に言えば費用をもっと投資していたというところもあって、窓口に来た方とコンビニの方を同じぐらいにしましように、簡単に言えば。でも、サービスを上げるがゆえに町として経費はもっ

ともっとかかっていますよということは、ちょっとご理解いただければと思います。

それから、今、今後のどうなんだというお話。正直言いまして、今回提案させていただいている手数料等々については、今回やらせて、提案させていただきましたので、ある年月等々はある限り維持していきたいなというのがあります。ただ、その他について、全協でお話ししました8年というお話もいろいろさせていただきましたけれども、その他については、今後いろいろ内部とか議員の皆さんといろいろ協議をさせていただきながら、それは進めさせていただきたいなと。ただ、今回提案のものについては、できる限り今回提案した内容で1年でも2年でも長く続けられればと考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 何回も言いますけれども、この間の全協のときにも申し上げましたけれども、格差が拡大する時代が今到来しているわけで、私はやっぱりそういう意味でいうと、住民の貧富の格差、こういうものにかかわらず、誰でもが安心して利用できるという状態をできるだけ長く保っていただきたいということで、ご要望を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め……。原案に反対の方の発言を許します。菅野隆二議員。反対ですね。

○1番（菅野隆二君） 反対です。

しつこいなと思われるかもしれないんですが、どうしても腹落ちしなくてですね。

今もお話ありましたけれども、手数料もらい過ぎてはいないというところで、実費からプラスになるような形で手数料もやっているというところで、その部分もちろんなんですが、やっぱり督促に関しては、どうしても実費63万円かかっている中で今50万円ぐらいもらっていると。そうしてもマイナス13万円赤が出ている中で、さらにその50万円もなくすととなると、単純にマイナス63万円というところになりますので。それと、やはり払わない、本来払わなければいけないのに払っていない方に不公平感をなくすといって合わせるというのが、どうしてもちょっと納得できなくてですね。そういった場合は、やっぱりセットとしてどうやって期限内に納めてもらうかというような提案をしていただかないと賛成はできないかなというところで、反対とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） こちらは、納めていただくということが大前提になっていると思います。ですので、その中で不公平感があるということがやはり問題であるということでございますので、その解消という点で私は理解できるものだと思っております。まずは納めてもらう、そこが大前提であると思いますので、そちらを優先することはしかるべきことだと私は思っております。よって賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに反対の方。反対ですね、反対の方の発言を許します。11番。

（「賛成だって」「賛成です」「賛成討論」の声あり）賛成。はい、賛成討論。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今、この、何ていうのかな、短いスパンで見たときは確かに不公平感があつたりとか、あとお金の部分を見たときは反対というお気持ちはすごく分かるんですけども、国際的に見た場合、我が国は、現金、デジタル化が遅れている国なので、現金を使うのが一番多いほうの国民だと思うんですけども、そうなったときに、私も今この職業になって忙しくて、支払いするに当たってバーコード化していただいたことによって、夜中でもスマホから簡単に払えるようになって、すごく便利になって助かったのです。それで、さらにそれがP a y P a yになったりL I N Eになったりとか、さらにアプリでのポイ活になったりとか、さらには、何だっけ、なつたりとか、ビットコインであつたりとかそういうもので払える時代というか国がどんどん増えていっている状況ですので、今この瞬間を見た場合は本当にマイナスかもしれないんですけども、これから、収入、私たち国民がいろいろな方法で収入を得て、その収入を税金に充てて納税するというふう考えた、その長期的スパンで考えた場合は、財務課長がおっしゃったとおりに、何ていうか、収入が増える、町の収入が増えると私は思いますので、ちょっと分かりづらいかと思うんですけども、私の賛成討論です。すみませんでした。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第47号松島町手数料条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認め、再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

日程第5 議案第48号 松島町国民健康保険条例等の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第48号松島町国民健康保険条例等の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ごございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。反対者からの発言を許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 議案第48号松島町国民健康保険条例等の一部改正する条例に反対の立場で討論させていただきたいと思います。

この条例につきましては、説明資料にもありますように、松島町国民健康保険条例、それから松島町子ども医療費の助成に関する条例、松島町障害者医療費の助成に関する条例、そして松島町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、この4本ですか、の条例を改正するものでありますが、先ほど議案第46号と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部改正に伴う改正であると認識をしております。マイナ保険証による資格確認ができない人に資格確認書を創設し、被保険者証の字句を法律から削除したための改正であると思っております。現行の保険者証が継続して利用できればよいことであり、改めて現行の保険証の存続を求めてまいりたいと思います。

マイナ保険証のトラブルは今も続いており、これは命に関わってくる問題であるとも考えます。マイナ保険証を取得しにくい高齢者や障害者などは医療から遠ざけられると、そういった心配、懸念がされるものでもございます。マイナ保険証の利用押しつけはやめて、現行保

険証の廃止を撤回すべきものと考え、反対の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 私は、この第48号議案について賛成の立場で討論を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する制定については、松島町子ども医療費の助成に関する条例により実施される事務手続で、この手続をすることにより、マイナ保険証を持っておられる方の資格情報を本町の担当者から各保険組合に確認することができます。現状では各個人から各健康保険組合へ資格確認書の申請手続が必要となるところを省略されるものであります。

12月2日より現行の被保険者証が発行されなくなるに伴い、医療機関等に受給者証と同時に提示していた被保険者証が廃止されることから、被保険者証に代えて医療保険法の規定による新たな被保険者確認法を規定するので賛成と考えます。

一方、マイナ保険証を持っておられる方には申請手続の大変な手間を必要とするものであり、速やかに条例の一部の改正が必要と考えます。また、今後は、国がマイナ保険証に変更する中で、変更後の障害についての対策を考えていくことが重要と考えます。

以上を私の賛成討論といたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第48号松島町国民健康保険条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第49号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員の配置についての今回の改正について、現行の配置基準を存続しつつ市町村の判断によって配置が可能とするという部分があるんですが、サービスの質の低下とか、それから働く側の過重労働とかならないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） その点につきましては、今回の人員配置基準を改正するに当たっては十分に考慮されておまして、複数地域包括支援センターがある例えば自治体の場合ですと、ある圏域で1か所満たされていないとその質が担保されないわけなんですけど、ほかの圏域と合わせてそれを考慮するということになる改正の中身になりますけど、その圏域間でのいろいろ状況の……、例えばサービスのやり取りですとか、それからほかの専門職の活用なども含めて総合的に考えるという点では、質を担保したままでできるというような中身になっていると理解しております。

ただ、今のところ、松島町では1か所の地域包括支援センターということになっておまして、ちょっとここ二、三年、主任介護支援専門員という職種が大変確保しづらいという状況ではあるんですが、松島町の例でいいますと、その職種が不在でいる分、看護師、保健師、それから社会福祉士など複数人でカバーすることによって対応するというような状況にございまして、複数の圏域にある自治体についても同じような状況かと推測されます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。先日、一昨日、資料の2によります柔軟な配置基準によって、A市の部分であれば、全体でカバーをするという、先ほど、今、齊藤課長からお話があったんですが、実際に利用している、介護が必要とする病気だったりけがだったりする方々というのは、やはり高齢な方に限らず、私たちの住民、先日配布された広報によれば1万2,980人という部分の人数がいるんですが、その中で、実際に包括支援センターであれば、支援の1、2の方々が該当するわけなんですけど、その支援1、2の予防給付というんですかね、そういう方の該当する人数とかというのは分かりますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 大丈夫ですか。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 予防給付ですと、介護給付で該当するサービスと、または総

合事業で行う総合的な介護予防サービスというものが2種類ございまして、ちょっと具体的な人数については手元に資料がないので大変申し訳ないんですが、決算の審査のほう、特別委員会などでご紹介できればと思いますけれども、相当数いらっしゃるものです。延べにすると1,000回は超えていますし、介護予防のケアプランの件数につきましては2,000件を超える件数となっておりますので、その分のサービスは少なくとも提供されていると考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。非常にこれからの団塊の世代がどんどん高齢化、年齢を重ねて、そういう意味ではいろいろな支障、健康寿命が当松島町については非常に全国と県に比べても健康寿命非常に若いという、高く、非常に健康体の方が多いという部分があって、なかなか支援とか介護にならないようにするためのいろいろな施策がされているもので、なかなか、不安なく老後を迎えていきたいなというふうには思うんですが、そういう意味でやはり、緩やかな配置基準になって、逆に今度は不安がないのかなという、本当に住民サイドで不安、本当は看護師さんとかが来るべきところが看護師さんも来なくて、専門の方が何人かですら、例えば年間1度、保健センターから本当は1人来るんだけど今日は来なかったんだよとかということも、実はお聞き、耳にします。

そういう意味ではやっぱり、配置基準という部分で、それは緩やかに配置を下げて、そして全体的には数は合っていますよというのは分かるんですけども、実際に住民の方々がやはり町から手を差し伸べてもらって、いろいろな今後の支援をしていただくときに、助言してもらうときにですね、やはり民間の事業者さんだけというわけにもいかないんじゃないのかなという部分をもって、もう一度その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 住民の方に対するサービスの低下につながらないようにことを考慮していただきたいというふうに、今のご質問では理解させていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、この3職種を、なかなか全国的にも確保することが難しいというような状況のために、この改正が、省令の改正が行われたわけなんですけれども、その際に、3職種の資格に準ずる者も、今までも活用といいますか配置をすることができていたんですけども、その準ずる者ということにつきましても一応改正がございまして、例えば、主任介護支援専門員であれば、5年以上の介護支援専門員の実績があれば、特定の研修を受けていなくてもそういった仕事に従事するというので、少し門戸が広がったといえます

か、今までだったらその任に就くことができなかつた方々も大いに、その実績があるという
ようなことで、仕事ができるようになったということと、それから、常勤換算方法が導入さ
れたことによって、今までですと、常勤じゃないとなかなかそれが認められていなかった部
分について、ちょっと半日仕事をしたいんだけどもなという方につきましても、どんど
その実績の、経験のある方々に働いていただいて、常勤換算で人数を確保するというような
ことも認められたということについては、少ない、確保できない状況が打開されることによ
って、そういった逆にサービスの質の向上と申しますか、経験のある方々、多くの方々に仕
事をしていただいて、地域包括のサービスに向けた業務が充実していくのではないかなと考
えます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。7番
赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

私のほうは1点です。

地域包括センターの職員配置基準の柔軟化ということで、条例に関する説明資料の中にあり
ますが、第4条、地域包括支援センター運営協議会ということが載せてあります。運営協議
会の今の実態をまずご説明いただきたいと思いますが。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 地域包括支援センター運営協議会は、松島町介護保険条例の
第17条の2で定められている、設置されているものでございまして、地域包括支援センター
を円滑に適正に運営するために、地域住民の方の代表ですとか、それから医療機関の代表の
方、それから介護サービス事業者の代表の方などに任命させていただきまして、ご参集いた
だいております。

介護保険事業計画などを策定しない年については年1回、介護保険策定の年度については計
5回ほどお集まりいただいて、地域包括支援センターの運営、それから包括的支援事業や介
護予防支援事業の中身などについてご報告し、ご協議いただいご意見をいただくような機
会とさせていただきます。

こちらの委員の先生方につきましては、介護保険の運営協議会と同様の方々に任命させてい
たいただきまして、同様の会議の期日に会議を設けさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今回、第9期の計画がスタートしているわけなんですけれども、それで、

今回の条例に上がっています関係で、先ほど担当課長が答弁されていましたが、職員配置基準の柔軟化で、3職種の中でもやはり準じた形での職種の方も入れて対応しているということなのですが、私がちょっと聞きたいと思っていますのは、介護関係の認定審査会関係が今、塩釜地区消防事務組合の中で行われています。そうしますと、それを構成する2市3町の包括センターを所管する自治体側の考え方として、共有の情報交換というか共有の在り方として、やはり同じように3職種の資格を持った方々が少ない現状であると認識しているんですね。それがゆえに、今後、ここ何年かのうちには、2市3町で地域包括支援センターを松島に1か所、塩竈に3か所、多賀城に何か所とかとね、そういう形でやれば、そういったところ、同じ、何ていうの、広域の中での地域包括センターとしての位置づけを捉えて対応も可能にしていくのかなという考え方にも立つわけなんですけれども、そういったお話し合いなんかは現状出されているんですか。あるいは、運営協議会なんかでもそのお尋ねなんかもあるものなんですか。その辺だけちょっとお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 地域包括支援センターの設置は、各自治体が設置主体となっておりますので、現在のところは各自治体ごとに圏域を定め、複数ある自治体もごさいますけれども、うちのように1か所というところ、それから委託をしているところ、直営で行っているところという様々な形態で行っておりますが、自治体を超えて広域でもしかしたらその設置主体になるか、なり得るかどうかということにつきましては、今のところ国や県からの情報がございませんし、そういったご希望ですとか意見、それからご要望とかは、担当課のほうには聞こえてきておりません。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第49号松島町地域包括支援センターの設置

者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第50号地区計画内の建築物制限条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

ちょっと確認も含めてなんですが、まずもって先日ご説明いただいた中で、説明資料の参考資料の1ということで、一番下の③については、これは、当該地が景観の規制区域外に存在しているということの時点では入れないと、この項目が入らないということの理解をしているんですけども、そこはどうなんですか。まず確認させてください、そこ。

○議長（色川晴夫君） 金田企画調整課次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） 先日、訂正含めてご説明させていただいた内容でございますけれども、当該地区が文化財保護法の特別名勝松島に含まれていないということで、私の説明のところを訂正させていただいた次第でございます。景観法、景観条例に基づく景観計画は、区域としてはこちら入っておりますので、こちらのこの③で記させていただいている内容で、こちらは問題ないこととなっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、お尋ねしたいことは、企業誘致ということでいろいろご努力、ご尽力されているということについては理解しているところなんですが、企業によっては企業のイメージカラーというんですかね、建物とかなんとかそういった、あるいは建物の意匠というのですね、形とかね、そういったことも踏まえてあるわけなんですけれども、そういったものについては、町としての考え方としてはどのように捉えていますか。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） こちら緑の景域という区域に入っているんですけども、工場であるとか確かに様々な会社様がお持ちのカラーとかあるかと思っておりますけれども、松島町もこの景観を大切にしているというところもございますので、そこにつきましては、各事

業者様と協議をこれまでどおり進めさせていただきたいなと思っているところではございません。

こちらの区域が周辺環境と調和していくようにというところはございますので、あまりにもこちらからの意向だけ押しつけるわけではなく、事業者様がどこまで譲歩していただいたり協力いただけるか、そこはやはりご相談、協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、進出いただく企業様にはそういった点も踏まえていただき、財産として購入いただいた暁には、そういった建築等に係る諸条件もクリアしていただき、建築確認等も松島町を経由して仙台土木事務所、この場合は、そこで確認等いただく、あるいは規模によっては、本庁、本所の分も踏まえてやっていただくという流れで理解してよろしいですか。

よく、はっきり申し上げて、組合事務所等でいろいろ話する場面があって、会合の席でこういったケースの企業さんはどうなんだろうなとかという話出るものですからね。そういったところ、町と組合の事務局方でお話合いはしていると思うんですけども、なかなか私の耳には入ってきませんから、そういったところも踏まえてちょっとお伺いしました。その辺だけ再確認させてください。流れ的に。

○議長（色川晴夫君） 金田企画調整課次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） そちらにつきましても、これまでどおり仙台土木事務所さんのほうに確かに建築確認出されることになると思いますけれども、そのプロセスの中で、町は事業者様の相談とかにも対応していきたいと、協力していきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第50号地区計画内の建築物制限条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の一部改正について

- 議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第51号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

- 1番（菅野隆二君） 今回要件緩和ということなんですが、この該当の監督者、管理者、どれくらい増える見込みなのかということと、増えたことによって住民にどんなメリットがあるのかということをお聞かせください。

- 議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

- 水道事業所長（赤間春夫君） 松島町に技術職員また技術経験者は、今数えますと21人いる形になります。現行の基準では、布設工事監督者が2人、水道技術管理者が1人となっておりますけれども、今回条例改正しますと、来年の令和7年の4月1日以降になりますけれども、そちらでは布設工事管理者、あと水道技術管理者ともに5人が資格があるという形になりますので、こちらは、今、水道事業所の職員が管理者が必要なわけなんですけれども、その職員の中では、今、同じく2人、布設工事管理者が2人、あと技術者が1人という形になりますけれども、ほかの人が入ってきて変わっていてもなり得る可能性が高くなるということで、その辺は、満遍なく職員が回っても大丈夫だということで、メリットが出てくるのかなということで考えております。

- 議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

- 3番（櫻井靖君） ちょっとカウントの仕方ではどういうふうになるのか教えていただきたいんですけれども、今回5万人以下の小規模水道事業者についてということになっております。それで、5万人以上のところで例えば1年間働いたということで本町で働くようになった場合、その実務経験年数というのはどのようにカウントされるか、そこら辺はどういうふう

なっているかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 今回、簡易水道並みの特例が適用になるということで、5万人以下については減る形、実務経験年数が減る形になりますけれども、5万人以上については変わらない、現行と変わらないか増えるという形になります。

布設工事管理者から、ちょっと細かくなっていきますけれども、大学卒業者の土木系の卒業者ですと、今、2年という実務経験になっておりますが、こちらについては3年以上になると、短大ですと4年以上になるという形になって、だんだん年数がその分が増えていく形になります。それが大体2分の1ぐらいに、5万人以下ですとなるという形になりますので、一番大きいのは、3条の第7号になりますけれども、こちらは学歴学科に関係なく10年以上となっておりますけれども、実務経験年数は10年以上と変わりがない。あと、技術管理者についても10年以上と変わりがないような状態で、国の法令が改正になっているものでございます。

以上でございます。もっと細かく言ったほうがよろしいですか。（「そうですね。いいですか」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 5万人以上のところで働いていた実績が、5万人以下で適用されるかどうかということでございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 実務経験の実績につきましては、自治体の水道事業所で実務経験を積むということで認識しておりましたので、5万人以上、5万人以下にかかわらずに実務経験年数がカウントになるという形になりますので、5万人以上で、例えば松島ですと、第1号の大学卒業の布設工事管理者では1年6か月以上あればいいということですので、その1年6か月以上ほかの自治体とかで、事業所で実務経験を持っていれば、適用になるという形になります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

ちょっと私からは、これは要望になるかと思うんですけれども、年々、技術職員、とりわけこういった水道事業所に係る布設工事監督者並びに水道技術管理者関係に従事いただくよう

な職員関係が、ここ何年か松島の場合は減っていくんだろうなど。ほかの自治体も同様にそういったことで悩んでいます。それと併せて、工業系の高校を中心として、そういった就職先にいろいろと担当の先生方は苦慮しているようですから、そういった情報交換なんかもどこかの場面であつていただくと助かるなという思いで聞かせてもらっています。

今、先輩後輩の中で見れば、当役場の中でもそういった関係で恩師のところに相談したり話したりする場面も出てこようかと思えますけれども、そういった点も踏まえて、今後のありようとして、職員の配置も含めてですけれどもお考えいただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。これは要望にしておきますけれども、お願ひします。

○議長（色川晴夫君） 要望と受け止めます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第51号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 松島町下水道条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第52号松島町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。いますね、ちょっと待ってください。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私は、1点だけ確認させていただければと思います。

使用料統一ということなので致し方ないのかなというところではあるんですが、今、宿泊税導入とかでいろいろとご意見が出ているこのタイミングですので、事業者からの反発は出ていないのかというところと、説明した上で納得していただけているのかというところを確認

させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この件に関しましては、一昨年あたりからもうずっと動いておりまして、各事業所に行って説明していますし、また、東京のほうに例えば企業立地等々へお伺いしたときは、そちらに本社がある会社については、東京のほうの本社に行って全てお話を申し上げて、ご理解を賜っております。ですので、この件に関しては、皆さんから、時間をかけて説得しただけあって理解はされたのかなと思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい、大丈夫です」の声あり）ほかに。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 同じ質問ではございますけれども、皆さん納得、全員され、全ホテル、旅館等の関係者が納得されているのか。また、その話合いの時期ですね、そちらのほう、今とちょっと情勢が変わっている場合もあるかなと思うので、そちらも含めてどのようになっているのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今話題になっている税については、私のほうからこれで触れていませんけれども、温泉に関する事業所、8か所だったと思いますけれども、全て了解得ていると思っております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間ですけれども、私も菅野議員、櫻井議員さんと同じご質問の内容だったので、今、町長の答弁で大体理解しましたので、以上分かりました。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 簡単な質問で、全協でも多分説明いただいたんだろうと思うんですが、忘れてしまったのでお聞きしますけれども、下水道、言ってみれば料金の値上げといたしますか、普通の状態にすると、こういうことになるんですが、このことによってどれぐらい下水道使用料増収になるのかですね。

その辺と、それに伴って、多分ホテル事業者の皆さんも節水ということにさらに心がけていくのかなという気もしますので、その辺の水道の減収ということについてどのように見通しているのか、その辺あれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） こちら令和5年度の決算の数字でいきますと約400万円、税抜

で400万円が増収となる見込みとなっております。税込みですと450万円弱となるのかなと思っております。

あと、私のほうでも、町長からは温泉のホテルさんのほうに説明いただいている形になりますけれども、ホテル以外でも温泉つないでいるというところがありまして、そちらのほうの老健施設と、あと会社保養施設というほうは、全員協議会后になりますけれども、説明はさせていただきますご理解はいただいているという形であります。

その中で話を伺っておりますのは、かけ流しとかで今使っているみたいなんですけれども、温泉についてはかけ流しをちょっと何か考えなきゃいけないというのも話を聞きながらしておりますけれども、節水するという事は聞いていなかったものですから、そちらの水道の収入のほうは変わらないという形では考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 何ていうんですかね、かけ流しと、今まで、昔は沸かしてやっていたというのものもあるから違いはないのかもしれないけれども、どこかで、そういう、何ていうんですかね、費用を削減するという事になると水道のほうにも来るのかななんて思ったものですからお聞きしたと。あまりそういう心配は要らないと、こういう理解でいいということですね。はい、分かりました。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論に入ります。討論参加ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第52号松島町下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 あらたに生じた土地の確認について

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第53号あらたに生じた土地の確認についてを議題としま

す。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回新たに生じた土地の活用方法について、どのように町としては考えているのか、お聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、土地の利活用についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在町が管理している土地につきましては、第1工区の部分で2,737.5平米というものは駐車場という形になっておりますので、こちらは現在も緑地公園等の駐車場として活用しているところでございます。

次に、今回竣工認可をいただく6,066.97平米、こちらについては町が管理という形になりますので、こちらについては既にかき祭りであったりとか、そういった部分のイベントとして活用した実績もあるというような状況でございます。

ただ、今後の土地活用については、これまで議会でも様々なご意見をいただいているという部分もございます。ですので、我々としても、これで認可を受けた暁には、漁港という位置づけもございまして、宮城県はじめ関係団体ともしっかりと協議をさせていただいて、今後の方針について明確にさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 結構広い土地でございますので、ぜひとも有効利用をしていただきたいと思いますと思っております。そちらのほうで何かすばらしい施設なり建てていただくなり、何かそういう部分であればなおさらいいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、県の土地に公園ができているという形で今ありますけれども、その土地、それからほかのところ、以前ウミネコなどの部分で大分コロニーが出来上がっていたという部分もございまして。そちらの部分の土地に関して、鳥獣被害についてのそちらの対策というのは、しっかりと県と話し合っていてやっていただけるのかどうか、そこら辺お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） まず、緑地公園の部分から申し上げさせていただきたいと思っております。

緑地公園につきましては、土地については宮城県という形ではございますが、管理につきま

しては我々町のほうになっておりますので、多分、先日だと思いますが、草刈りからはじめ
そういったことをさせていただきまして、我々のほうで管理をしているところでございます。

また、鳥獣とかという話があったと思うんですが、今のところ宮城県とその辺についての話
合いというのはなされていません。以前は確かに被害があったという形の情報は我々も伺っ
ておりましたのが、現在のところはそういう問題はございませんので。ただ、今後ないとは
言えない部分もございます。ですので、我々も今回、竣工認可をいただいた上で、改めて宮
城県ともそのような取扱い、管理についても協議させていただきたいというように考えてい
るところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 私からは2点質問させてください。

まず、この土地を県から町の土地にするに当たって、お金でもらえるという選択肢はありま
したか。ないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） お金。

○11番（小澤陽子君） はい。土地じゃなくて。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） まず、お金が云々という話でございますが、まず遡ってお話をさせ
ていただきますと、こちらの磯島を造る際なんです、実は一番最初の段階では、全面を宮
城県が管理しようというような話がありました。ただ、我々としましては、磯島見て
いただくと分かると思うんですが、どうしてもホテルからの修景であったりとか、やはりイ
ベントとかの活用等もあるでしょうということもございまして、その分で我々としましては
駐車場の部分と、今回竣工認可をいただける場合でございますが、我々の管理する土地のほ
うを、協議の中でその2か所については町でじゃあ管理し、預かってくださいねというよう
な話合いの中で決まったということで、お金のやり取りという部分ではございません。

ただ、この磯島を造るに当たっては、確かに町でも負担ということでお金は出していますの
で、そういった部分では発生はしておりますが、土地だけに関してどうのこうのという部分
でのお金をやり取りという部分はございません。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） すみません、ちょっと何か解釈が違かったというか、普通に考えると、

土地が増えるということはいいことだと思うかと思うんですけども、例えば磯崎保育所の跡地を売却したりとか、やっぱり使おうかなと思ったけれども使いづらかったとか、震災でちょっと、何か埋立地だったので、今、例えば東京の築地の後に造っている、何かイベントをやろうとしている、築地の後に造った豊洲であったりと、それはごみを埋め立てたからいろいろな問題が発生したかとは思いますが、あと、例えば万博をしようとしているところでもいろいろなガスが発生したりとか地盤沈下になったりとか、後になってから問題が発生して、やっぱりその土地使いづらかったよねとなったときに、土地が増えることが必ずしもいいというわけじゃなかったりする場合もあるという考え方もあったので、県から町の土地を頂くというときに、財産として頂くのであれば、何かお金で頂くという方法はなかったのかなという意味での質問だったんですけども、でも大丈夫です。

次の質問に移ります。答えありますか。ないですか。

○議長（色川晴夫君） 次の質問。答弁あります。

○11番（小澤陽子君） ないですね。じゃあ次の質問に。

○議長（色川晴夫君） 次の質問入ってください。

○11番（小澤陽子君） じゃあ次の質問なんですけれども、今度、宮城県に工区の管理を任されているということで、ちょっと現在、最近のはちょっと私、調査をしていないんですけども、半年前くらいに住民の方が何かお手洗い使いたかったな……。

○議長（色川晴夫君） すみません、もう少し高く言っていただかないと。

○11番（小澤陽子君） お手洗いの状況をご説明していただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 多分、今、緑地公園にあるトイレのお話なのかなということで、推察させていただきます。

確かに議員ご指摘のとおり、現在の管理方法としましては、これまで竣工認可というのがまだなかったという部分もありますし、一応我々のほうでトイレについては管理しているという部分でございます。

ただ、基本的には、今までは、大きなイベントであるとか、それが事前に分かっている場合については、あそこは全て開放してトイレ等も使えるようにはしているものの、通常は夜間が全く誰もいないという部分もありましたので、通常の場合は閉じているといった経過がございます。

今回こういう竣工認可を受けて宮城県とも話はさせていただくんですが、今後、その取扱い、

24時間全てオープンしておくのか、そういった部分を含めまして協議はさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ぜひ町の方が気軽に遊びに行つて憩いの場となるように、トイレのほうも使えるようにしていただけるとありがたいです。

○議長（色川晴夫君） 次、質問でございます。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 私からは1点です。

新たに生じた土地の確認ということで今回上がったわけなんですけれども、この松島町の行政区域面積の全体区域面積としては、いつから公に告示行為をされて我が町の行政区域ですよというふうになるのか。あわせて、土地、いわゆる都市計画法上の用途、最初は調整区域なんでしょうけれども、市街化区域等に編入したり、いろいろ手続が要ったり、あるいは用途の部分がどのように位置づけするのかと、そういったことについての考え方については、今現在のところ見通し等も含めて考えておられるかどうかをちょっと確認してほしいということなんですが。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） まず、面積の部分から最初にお話をさせていただきたいと思います。

多分議員ご承知だと思いますが、町の全体面積というものに関して言うと、53.56平方キロメートルという形になっています。今回竣工認可が行われて面積が増えるようにはなりませんが、実はもう、こちらのデータとは国土地理院のデータを持ってやらせていただいています。国土地理院にうちのほうでもこれ確認したところ、実はもう面積としてはこの53.56平方キロメートルの中に全てもう含まれておりますということで、もう算入されていますと。要するに、国土地理院というのは、あくまでも上から見ての面積で全てを判断していくという形になりますので、基本的には我々のほうで確認した結果もそういう状況であったという部分でございます。

あと、土地利用の部分でいきますと、まず、あの部分に関しては県が管理する漁港ですので、全て基本的には漁業に関することというのが第一義になってまいります。我々が今回、土地のほう、駐車場、あともう1つの土地を持ちますが、基本的には、漁業に類推するような部分であるとか短期的なイベントであるとか、そういう部分については許可をいただける形にはなろうかと思っております。

ただ、次の用途であるとかそういった部分については、多分議員ご存じのように、あそこは完全に県の土地の中に我々の土地があるという形になりますと、全体的にやはり宮城県さんと漁業関係の部分との協議であるとか、そういった部分はやはり絶対必要になってまいりますので、その辺についての考え方については今後調整させていただきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第53号あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決されました。

12時に、今チャイム鳴りましたのですけれども、次の、すみません、次の54号、これ関連ありますので、ここだけ皆さんに審議して、質疑していただきたいと、このように思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

日程第11 議案第54号 字の区域を変更することについて

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第11、議案第54号字の区域を変更することについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第54号字の区域を変更することについては、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は13時といたします。休憩します。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。会議を開きます。

傍聴のお申出がございます。[REDACTED]です。

日程第12 議案第55号 物品売買契約の締結について

【消防小型動力ポンプ付軽積載車】

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第55号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑、7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

今回の物品売買契約の締結についてということですが、いろいろと説明を受け、それによって、最近のネットオークションというんですかね、ああいったところに消防車両等の、何ていうんですかね、上場というんですかね、何ていうんですかね、そういったものが上げられるのを目に留めます。

今回のこのような平成18年3月購入車のいわゆるその後というんですかね、入れ替わって切り替わった後の処理対応をどのように描いているのかということ、まず1点目にお伺いします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今回のケースについてですけれども、昨年までと同様に売却を考えております。売却業者さん、町内業者さんと実績ある業者さんを合わせて随意契約で見積り徴取してという形、今までやっていますので、同じような形で売却を考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、その売却益は町としては雑収入という形で得られるのですかね。要は、さらに申し上げさせていただくならばということで、第4分団の倉庫内、車庫ですけれども、見ていただく、あるいはあそこの詰所等見ていただくと、これこれ必要な備品まだまだそろえてあげたいと言われるものがあつたものですから、そういったものの財源に充当いただくような考え方というのは発生しないものかなというところをちょっとお聞かせいただきたいと。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今回の売却益につきましては、まず町の歳入として一旦入りますけれども、それとは別に、各分団からそういった今みたいな備品、古くなったやつとか不足している部分は随時担当のほうで聞き取りしていますので、例えば4分団につきましても古いもの等々をお聞きした上で配備することは全く可能ですので、今までもやっていますけれども、今後も引き続きそのような対応は取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほか質疑。9番阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 簡単なやつなんですけれども、私、実際見て、この車って重量オーバーになるのではないのでしょうか。ならないんですかね。私もこのクラスのトラックあるんですけれども、すぐ重量オーバーなるんですよね。その辺はどうなっているか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 基本的には、例えば省令とか設置基準、消防法施行令とかに基づいて、ポンプ車、今回は軽車両ですけれども、配備していますので、実際計測はしていないんですけれども、そういった基準を満たした上での納品ということで契約しておりますので、重量オーバーはないという認識であります。よろしくお願いします。（「分かりました。はい。以上です」の声あり）

○議長（色川晴夫君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ございますか。参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第55号物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第56号 工事請負契約の変更について

【松島町保健福祉センター大規模改修工事】

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第56号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の工事内容ですけれども、畳の張り替えとかビニール床のシートの張り替えとかと、そういう工事が含まれております。こういう工事ですと、町内業者でもできる工事かと考えられます。やはりこういう工事は、また別工事として町内業者に入札に参加してもらおう方向のほうがいいのではないのかなと考えておりますけれども、そこら辺の考え方はなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回、変更ということで工種1つ1つを見れば、町内業者でもできるのではないかとということもあります。ただ、今、工事施工している、そして工期期間中、仮設使っている、仮設足場があってそれを利用してやるとか、そして、例えば今度、先ほどありましたけれども、床のシート、これはいつもですとお正月、暮れから4日間ぐらいまでの7日、8日間の間で、休みしか普通はできないんですけれども、このような工事の中で一体にやることのほうがかえってスムーズに現場のほうも対応できますし、そういうことを踏まえて、今回1つの中で対応させていただきたい。

あと、これ令和6年度、今回の変更ありますが、新たに令和7年度で、町内業者とかそういう物件というか案件として、外構工事ありますね、細かいところ。まだ外構工事、まだない、躯体だけはやっていますが外の周りはまだ手をかけておりませんので、これは令和7年度で対応したいと思いますが、ここら辺については町内業者でも十分できるような範囲ですので、そういう区分けの仕方、躯体と外回りというふうに町内と町外業者が施工しやすい物件で今回整理させていただいておりますので、この工期期間中にやったほうが施工するときにメリットあるということを踏まえて、今回対応させていただいております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やはり町内業者という部分の育成というのもありますので、やはり町内でできるものに関しては町内でという考え方も1つ持っていたきたいと思います。

ですので、今回、追加工事という形でもございますので、そういう部分も十分考慮して、今後検討されることを願っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ほかございますか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 今、櫻井 靖議員が言いましたが、畳だったりとか床の張り替えというところなんですけれども、追加で防火設備とかであれば新たにというところではあるのかなというところではあるんですが、これ事前調査も行っている中で、畳の交換とか床の張り替えというのは、事前に気づくことができなかつたのか。どうしてもついでにやっちゃえ感がちょっと否めないなというところあるんですが、その辺をちょっとご説明いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回の工事は令和2年度に長寿命化計画を策定して、令和4年度に実施計画をつくれたわけなんですけれども、もう今回上げさせていただいたものについては、特に指摘事項というか、その工事の中身には含まれておらず、使用する際には支障がない部分でもあったので、そういった今回大規模改修をする一番大きな目的は、いかに建物を安全に使って、そして快適に利用していただく、それから設備、老朽化した設備を更新するという大きな目標に掲げて計画をしたものでしたけれども、工事を進めていく中で、ちょっと敷いていた敷物を剥がしてみたら実は床の汚れが固着していたとか、そういった部分がちょっと発見されたということもありまして、ついでじゃないかと思われればそういうふうにも取られるのかもしれないけれども、工事をしていく中で、ちょっとここはやっぱりやったほうがいい、利用者の方々に快適に、デイの利用者の方々も含めて、ちょっと直したほうがいいということが出てきまして、それが12月までにふれあいの湯はお休みにさせていただいているところがありましたものですから、利用者の方を、改めてまたお風呂を閉めて造り変えるというか改修するというよりは、この段階で、このタイミングでさせていただいたほうが、後々利用者の方々に、お風呂の利用の方々にもご迷惑がかからないのではないかとということで、このタイミングで上げさせていただいたという事情がございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 利用者の方に使い勝手がよくなるようにという大前提はもちろん分かる

んですが、床を剥がしてというところであるんですけれども、畳だったら見れば分かるんじゃないかなというところがあってですね。その辺をやっぱり事前に、やるのであれば先に組み込んでおくべきだろうなというところではあるんですが。金額も結構1,700万円弱、これ内訳それぞれ教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 消費税抜きのちょっと丸まった金額となりますけれども、排煙窓の改修につきましては470万円、トップライトの改修につきましては310万円、スクリーン関係につきましては170万円、浴槽の縁枠の改修につきましては190万円、憩いの部屋の畳などの改修につきましては140万円、デイサービス内の脱衣室、浴室に入るところの脱衣室の床の張り替えにつきましては70万円となっております。今の消費税抜きのちょっと丸まったお金でございますので、こちらを合計すると約1,510万円ということになりますが、これを消費税、きちんとした数字を積み重ねまして税を入れますと、変更の増額ということで1,691万6,900円となります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） はい、分かりました。金額は、今、承知しました。

畳のほうなんかも事前に、もし、最初の段階、調査の段階ではそんな急ぎではないというのであれば、先ほど櫻井 靖議員が言ったように、別に急いでいなければ全部終わった後に町内業者にというところでもできるのかなと思いますので、そういったところぜひ、変更が出るというのは致し方ないんですが、その辺がなるべく極力方向はぶれないようにというところで、事前調査も徹底していただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第56号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第57号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第57号令和6年度松島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川です。私から1点だけ質疑させていただきます。

2款2項2目賦課徴収費でありますけれども、法人町民税に係る還付300万円の補正ということで確認しておりますけれども、法人町民税が300万円還付というのはとても大きいというのが第一印象でして、法人税割の税率で割り戻すと3,000万円弱の課税所得の減ということになるかと思ひまして、いろいろ想像しまして、特定の法人に税務調査が入って大きく課税所得が減少になったのかとか、大幅に売上げが減った企業があったかとか、いろいろ想像しまして、そういうのではなくて本当に細かい還付の積み重ねでこの300万円というのであれば気にならないんですけれども、この300万円の補正について、これに至った経緯とかどんな事情があったかとかお尋ねしたいんですけれども、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

大きくは、2社の法人税の更正の請求に伴う法人町民税の還付が影響しています。1社は、令和2年度からの税割が全くゼロになるというような更正の請求の内容でした。もう1社は、法人の従業員数の減に伴う号数の変更に伴いまして確定申告に伴う減と。それら合わせて大体370万円の還付が生じたので、もともとあった500万円ほとんど使ってしまうと。今後見込まれるであろう還付金額を今回補正に上げさせていただいております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。詳しい説明について承知しました。

今の話を聞く限り、なかなか当初予算に組み込むのは難しい、想定しにくい内容だと想像しますけれども、従来、町税の還付金といったもの、当初予算に計上するに当たって、何ていうんでしょう、過去の平均値を取ったりですとか、何か向こう1年間で想定し得るものを盛

り込んでいるのかとか、予算を計上する目安といった、基準といったものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

当初予算の今回の見積りにつきましては、500万円と上げておりましたけれども、今、米川議員がお話ししたとおり、これまでの実績を基にこれぐらい想定されるだろうということで、予算のほうを上げておりました。

これまで過去5年を見ますと、令和元年度に同様に大きく還付が生じた年がありまして、その際も補正をさせていただいたところで、それ以降、令和6年の今回に至るまでは、当初予算内に収まっていたというような状況でございました。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 米川議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかございませんか。
3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 不動産売払いについてです。旧磯崎保育所の跡地ということで、今回、この図では赤い地域という形になっておりますけれども、こちらの隣の部分、80の76の地域なんですけれども、こちら三角形の土地ということで大変売りづらい土地になるのかなと思っております。一緒に売り払えば結構有効な跡地として利用はできると思うので、こちらの持っている方にとってはすごく便利な形になるのかな、高く売れることも可能なのかなという思うんですけれども、この三角形の土地であれば、なかなかその分だけ売るとというのが、同じところが買ってくれればいいんですけれども、なかなか売りづらいということを感じます。できれば一緒に売るとかそういうことを考えることはできると思うんですけれども、そういうことはできないのでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

あくまで民地でありますことから、一緒に公売は少し難しいだろうと。ただ、町分の売払いの広告を町ホームページに掲載する際に、隣接地の地権者は売買の意思がありますと、本件土地の一体利用を考えている業者さんまた個人につきましてはお問合せいただければということで、取り次ぐことができますというのは掲載しようと思っております。また、このことについては民地所有者の方とも打合せした上で進めていくとしておりますので、こういった形で進めてまいります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この土地については、長年保育所という形で利用されていた部分ではございますので、その土地所有者が不利にならないような形で、ぜひとも今言った形でやっていただければありがたいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それから、公共土木施設災害復旧費です。

どのような家屋がどのような被害になったのか、そこら辺教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 今の補償の関係だと思っておりますので、そちらについてまずご説明させていただきます。

補償につきましては、こちらの資料にも載っているところでありますが、事前調査の段階で15件を想定しておりました。最終的に事後調査の中で8件になったという形でございます。

じゃあどういった被害があったのかという話になるとは思いますが、今回につきましては一件一件ちょっと個別の案件までお伝えすることはなかなか難しいとは思いますが、概略で申し上げますと、まず大きな部分でいいますと、アスファルトのクラックや土間コンクリートのひび割れ等がやはり多く発生しているところでございます。また、戸建てのお宅の場合ですと、どうしてもお宅内の内壁や外壁の部分でクラックが発生したという形になっておまして、その分につきましては、今回15件を全て回らせていただいて調査した結果8件になったというものでございます。

金額のほうで申し上げるのはちょっと苦しいところですが、一応数万円程度から数百万円という形で被害が生じているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば、この数百万円という部分ではどのくらいの被害があったのかだけでもちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、概要を申し上げます。

まず、大きい部分でいいますと、先ほど申し上げました土間とかコンクリートの部分のクラックというところでございますが、平米数が大きくなっております。ざっくり申しますと、

アスファルト舗装の部分で450平米くらいそういったものが発生している。あと、土間コンクリートの部分でも大体50平米くらいなっているといった部分がありますので、そういう部分に関しては、どうしても面積が大きい関係がありますので、金額的に100万円単位の数字になってしまうというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。1番菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 私も今のにちょっとプラスで教えていただきたかったんですが、これ委託料が660万円マイナスで、補償賠償金が900万円で、差引きして240万円の補正というところなんですが、これというのは委託料のところに賠償金を見込んで高めに計上していたのかなとか思ったりとかしたんですけれども、ここら辺のどういった意味合いなのか、もう一度ちょっと説明をいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、今、事後調査の部分の委託の部分だと思いますので、そちらについてお答えをさせていただきたいと思います。

今回の補正減額の部分からまず申し上げますと、こちら実は入札によりまして大きく減額しております。当初、我々、こちらの事後調査の部分につきまして1,400万円程度を見込んでおったところでございますが、実際入札して確定した内容でいきますと53%の執行ということですので、委託費が半分近く落ちましたという内容で、こちらが減額になったという部分です。

また、補償費につきましては、今回この結果を基にして初めて分かった金額でございますので、増額変更をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私も今お二方からお話あった関係で、土木工事、公共土木施設災害復旧に絡んでのお話でお尋ねします。

まずもって今回の補正対応については、これは理解するところではありますが、しかし、こういった補償は時間の経過とともに起きてきたりとかいろいろするものですから、着手前に一定程度調査をし、その後、一定程度の時間を経た後に今回のような調査をした結果、従前時と従後でこれだけの差があつてこの補償対象になりましたということでは分かるんです。

しかしながら、たまたま補償対象箇所が道路に面したところ、道路に接したところの敷地もありということもありますから、今後ともこういったケースが発生するやもしれない。工事途上で起きたことと、それ以後のこととして起きる可能性のある部分についてのお話合いというのは、相手方との話で、今後異議申立てとかないというふうに整理はされているんでしょうか。まず、その辺をお伺いしておきたいと思いますけれども。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） まず、前段としまして、事前調査を行っております。事前調査は当然工事をする前の設計段階の中で行っております。その中で写真等を撮影させていただきまして、全ての状況、特に今回、議員ご存じだと思いますが、かなり大型の機械を使ったという部分もございます。そういった部分で振動係数、固有振動の問題がありますので、それでエリアを決めて、15件については設定をさせていただいたと。

その後、今回、事後調査をさせていただいております。事後調査につきましても、議員ご承知だと思うんですが、やっぱり事前調査のデータを基に、その機械によってどのぐらいの影響が発生したかという部分を判定して1件1件歩いて見ていくというような状況が入りますので、その中で今回8件になったということがございますので、当然お話としては重々理解しておりますが、内容としましては、事前を見て、当然その事後の状況を見て、それで国の基準とかもございますので、それをもって判断をさせていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、15件の事前調査からずっと時間の推移の経過とともに、竣工後、時間の経過と、今回の補償、事後調査で、した結果としてこうだよということなんですが、8件は対象になりましたと。7件は対象外になりましたと。その部分で、事後において、今後、何だ隣地でこういった補償を受けたんだよという話になったときに出てきはしないかということをおちょっと懸念したものですから、その辺の処理というか対応についてもきちんとしておられるんだろうなと思いつつもお伺いさせていただいた。もしその辺に何かお答えする部分がありましたらお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

これ提案理由のときにも若干触れさせていただきましたが、当然ここに提案するに至るまでには各皆様とのある程度のお話合い、当然被害状況とかもつぶさに拾った上で説明をしてき

たところでございます。それで、一応、若干触れましたが、そちらの8件の皆様に関しては
おおむね了解をいただいております、今回補正をもしご承認いただける場合については、
最終的には正式にお話を持って行って、それで完了という形の流れになっていくというよう
なものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、対象地に当初したのは15件の15棟だったけれども、最終
的には8棟だよというふうになって整理がついていますということですね。その後に異議申
立てとか云々というのがあっても受け付けないという姿勢ですよ、町としてはね。そうい
うことでいいんですよ。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） このエリアの方々から、実は8軒のお宅の方からは、実は事前調査
の段階でもう既に、工事をやっている最中からもうお声がけがありまして、ちょっと影響が
出ているという話は、実はもう受けていました。

ちなみに残っている場所何かというと、多分図面を見ていただくと分かるんですが、公共の
案件であったり、NTTの電波の関係とかそういう施設が入っていると、NTTさんのほ
うもこれは見ていますけれども、そちらのほうのは影響がないということがもう分かってお
りましたので、そういった部分では、今回の内容としましては8件の方の対象ということで、
これで確定という形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） どうもありがとうございます。

次に、これ歳入予算になるんだけれども、先ほど櫻井議員がお尋ねされた旧磯崎保育所の跡
地の売却の関係です。

私も同様に、隣地と一体でもともと保育所として長年利用してきたと。それを、保育所から
町の財産として、普通財産として売り払うという考え方で今回の提案に至っていると。当然、
隣接する三角土地についても合わさって一体の利用されていたものが、今回は民地だからと
して離れていると。でも、先ほどの説明でおおよそ理解はするところです。

私が質問したいところは、この2筆になりますか、80の4と80の76が将来的に一体的な利用
になった場合に、今度は、たしか説明の中では戸建て住宅なりなんなり、取得、土地を求め

る方の考え方で変わるんだろうと思いますが、当然、町と、こういったものが区画形質の変更という、区画、開発行為等に該当してくるんだろうなと思ってはいますが、そういったことでの条件づけとして何ら、重要事項説明としてですね、なされているか否かは分かりませんが、今後売買に供したときには発生するのではないのかなと思ってはいますが、その辺の考え方、何かございましたらお伺いしておきたいと。戸建てであれば自己の業務用になるのか、業務用外になるのか別としてね。そういった土地利用の在り方として、開発行為が該当してくるんだろうなと思って見えていますけれども、その辺の考え方についてもしございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

今回、長総の重点戦略でもある、定住とか子育てに沿った土地の活用をしていただくということで戸建て専用住宅と位置づけ、それで売買をしていこうということに決めました。

今回、この戸建て専用住宅を土地利用条件として特約に入れていこうというふうに進めているんですけども、対象とするのは、提案理由に申し上げましたとおり、個人または法人というふうに対象にさせていただきます。いわゆる土地が転貸されないように、すぐに売却されないように、町有財産のマニュアルに従って、個人の場合ですと10年間は必ず自己保有することと、そういうものをうたっていきます。ただ、宅地建物取扱いの業者さんによっては、建て売り住宅とかにしても大丈夫ですと、そういった特約を設けて、売払いに当たっていこうというふうに進めていく計画であります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 児童福祉施設及び幼稚園防犯カメラ設置事業につきまして質問させていただきます。

カメラの説明は若干いただいているので何となくは分かるんですけども、こちらのカメラは録画しているという状況なので、不審者が入ってきた場合にどこかに通報になってアラームが鳴ったりとか、そういう機能はついていないカメラでよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） これ一般的な防犯用のカメラということになりますので、不審者を認識してアラームとかそういったものが鳴るような機能まではついていないものになります。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） そうすると、このカメラの、何ていうのかな、位置づけというか。というのは、記録するというか、何か事件とか事故とかあった場合に、後からそれを警察の方に見ていただいとくという位置づけでよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回のカメラは、もちろん記録もして、何か捜査関係とかがあった場合は提供はできるようなものにはなっていますが、もう1つ、ディスプレイもついておりますので、一般的に学校とか幼稚園でもなんですけれども、ふだんは施錠しておりますので、そういったときに、開口部に不審者が現れたときは、モニターで確認して、大丈夫、不審者じゃなければそれを解錠して入園とか入所とかしていただくような形の監視機能もあるということになります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そうすると、基本的には先生方とかが目視していただくと見るという形になるかと思うんですけれども、カメラの性能というのはどんどん発達しております、やはりA I搭載のものであったりとか、もうブラックリストに載っている人とか不審者があった場合とかに、もう何かV I Pの方を顔認識でも認識しているとかそういうのとか、あともうウェブ上に乗せてしまってW i - F i でつないで、例えば警備会社さんと契約してつながっていて、もうそういう人が入った時点でアラームが鳴ってオートロックがかかるとかいうのがあるんですけれども、今の状況だとそのカメラに後々グレードアップするとかという、そういう予定とかは特にないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） そういう機能プラスできればよろしいんですけれども、現段階ではそういった機能をプラスできるようなシステムには、カメラではないということになります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それで、逆に先ほど個人情報の問題もありまして、顔認証の情報というのが今ちょっと国際的に問題になっていて、高市大臣とかもそのハイクビジョンのカメラは使わないほうがいいのか、会社の名前を出して申し訳ないんですけれども、ダーファ機能を搭載しているものとか4社、5社あるんですけれども、そちらのほうがもうちょっとほかの各国では使わなくなった機能があつて、日本だけそれを使っていて、さらにその会社が、もうこれ以上言うのはやめますけれども、一方でそういう問題もありますので、もしそうなっ

たときはよく検討してやっていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 提案ですね。ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 1つ、土地売却収入ですか、ここで4,000万円ということなんですが、それぞれ磯崎保育所、蛇ヶ崎集会所ということで、近傍の類似価格、平米当たり単価はどのぐらいになっているのか、ちょっと分かれば教えてほしいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

今回予算に上げた根拠の平米当たりの単価を申し上げたいと思います。今野議員、今お話しされましたとおり、路線価価格と評価額、これを割り戻した形で平均を取っております。旧磯崎保育所跡地につきましては平米当たり2万3,600円です。旧蛇ヶ崎集会所跡地、平米当たり1万8,600円です。これで予算のほう計上させていただいています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。

次なんですが、人件費で、異動があったということで計上されております。一般管理費から保健衛生総務費への組替えというんですかね。それと、それから土木総務費で会計年度任用職員の人件費が出てきているということでありますが、それぞれ理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一般管理費と保健衛生費については、7月の人事異動に伴う、これは単純に同額が異動しているということです。それから、土木総務費については、9月の下旬から出産育児の予定の職員の方に代替ということで会計年度任用職員さんの係る経費を計上しているということです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 7月の人事異動の件につきましてはいろいろと庁内でうわさが出ておりました、その問題についてお聞きをしたいと思うんです。

実のところを言うと、6月下旬にマスコミから問合せがありました。私は全然そのことを知らなかったの、分かりませんと、こういうふうにお答えをしたわけでありましたが、その後、

どういふことなんだろうなと思つていますと、いろいろと耳に入つてまいりました。マスコミの方からも、大筋の、本当の大筋のところですけども、そういう情報のは、私は提供、私のほうに提供してもらつたということになるのかもしれないけれども、ある夜に仙台市内で暴行の事件があつたんだと、それが松島町の皆さんによるものだというお話でございました。多分そのことによつてのこの7月1日の人事異動になるのではないかと、こう思うのでありますが、まだ私の中ではうわさの域を出ておりませんので、そういう事実関係がまずあつたのかどうかですね。そのことによつてこの人事異動が行われたというのであれば、そういうことについてどういふ処分が行われたのか、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、違反行為がありましたと。違反行為があつて、6月、ちょっと日付は覚えていないのであれですけども、6月に懲戒処分の審査会を開催して、その内容の事実をもつて処分を行ったということです。その処分が7月1日付ということで、7月1日付で同時に組織運営上の観点から異動を行ったということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、処分ということについては、人事異動しか行わなかつたということなんですか。懲戒処分に当然値するだけのものがあるのではないかと思うんですが、その辺もう少し具体的に教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 処分の内容について、減給ということで、10%がもう限度になっていますので、それを3か月減給処分ということで行つております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） いろいろお話聞きますと、町長がその会の主催者だつたのではないかと、町長も出席をしておられましたと、そういうふうなうわさとしては聞いております。そういうことであると、その会合というんですかね、これは夜ではあるんですけども、公務だつたのか公務外だつたのかという判断が定かではないと思うんですが、その辺についてどういふ判断をされたのか、その辺お伺いをしたいと思いますし、職員の懲戒処分の基準に関する規程というものがあるわけで、この中に別表がありまして、ずっと処分の関係があるんですが、その処分はこの表の中でいうとどこに当たるのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今のお話の中で、町長がというお話がありました。町長、私もです、正直、正直って別に、（「副町長の名前は聞いていません」の声あり）それで、これ最初の質問に公務かどうかという話をして、我々としては、町長とか何かだったら公務でない仕事ってあるのかなという見方もあるかと思えますけれども、ひとつ町のこれからの事業を進めていく上で、1つのまちづくりの形を新しいスタッフでちょっと取り組もうかということにしました。そういう人たちの顔合わせを兼ねて、業務から外れて、じゃあみんなで最初の意見交換をしようかと、情報交換ではないけれども、そういうことで親睦を図ろうかという意図で始めました。

そういうことで、どちらかという業務につながるから公務かなという見方もあるかもしれませんが、我々としても、これから進める事業の中で、公務で、公務でないというか、その他の親睦というか、これからの業務に当たる上での必要事項の1つかなという認識でおりました。そういうことで、その場に町長がいたかということでもありますけれども、それはおりません。おりませんということは、親睦はいましたけれども、今言われた内容のことが、らしいことがあったということで、そういうところに我々はもう帰ってきてからの、席を外してからの話で、我々も分からなかった状態であります。そして、月曜日に、何か、今、総務課長が言った業務の内容等々についてちょっと報告を受けたということでもあります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 概要そういうことだということだと思んですが、多分、行為をしたほうとされた側と、お互いにストレス相当たまっているんだろうなと思うんですよ、私はね。そのされたほうとした側とだけじゃなくて、職員の中でも、私は、そういう事件があったら相当ストレスがたまるのではないかと思うんですね。そういうストレスをやっぱり、町の執行者側としては、皆さん方は、やっぱりここにいらっしゃる皆さん方は、そのストレスを取り除くための努力を本来もっともっとしなくちゃいけないんじゃないかなと。何か物事を隠す方向でやられると、一体何があったんだろうと、何だったんだろうという、こういう疑念だけが膨らんでいくわけですよ。私はこの間、ずっとそういう思いで来ました。

7月末にも、そういう問題あったんじゃないのと、議運ありましたからね、そのとき総務課長出席していましたが、何かどこかで説明しないのというお話もさせてもらった記憶があるんですが、残念ながら人事異動があったというだけの話だけで終わったので、こうい

う補正予算が出てきたのでお伺いをしているわけですが。そういう、何ていうんですかね、ストレスためた状態で仕事をしろしろと言われても、本当に気持ちが入らないと。こういうことにもなっていくんじゃないかなと思います。

どこにそういう原因があったのかなと。やっぱり管理する町長、副町長をはじめ、町の幹部の皆さん方がしっかりと職員の気持ちなりなんなりを捉えていくということが大事だと思うんです。この改善策ということについて、どういうふうに考えているのか。

それから、先ほどお聞きした中で、この懲戒処分の表でいうとどこに当たるのかというのもまだ回答いただけていないので、その辺についてもお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今ちょっと表を私見られない状態なのであれなんですけれども、多分その表の中の、たしか暴力行為とかという表現あったかな、その部分に該当をさせたという記憶あります。ちょっと今、物が無いので、そこまでちょっと覚えてはいないんですけれども、何段目かというのはね。（「大事なことなので、調べて教えてください」の声あり）分かりました。

○議長（色川晴夫君） はい、休憩。今じゃあその部分で、休憩しまして、あと報告をさせますので。どのぐらいかかります。

じゃあ、ここで10分間休憩をしないと。ちょうど2時まで休憩しますか。

それでは、再開を14時といたします。

午後1時47分 休 憩

午後1時59分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

10番今野 章議員の質問に対しての答弁から入ります。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 処分の該当事項になりますが、松島町職員の懲戒処分の基準に関する規程の表の3番目、公務外非行関係のところの上から3段目、傷害の項目を該当しております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。

ただ、先ほどから答弁にありましたように、町長も副町長も出席をした会合だったと。ただ、その問題が起きたときにはお二人ともいらっしゃらなかったと。こういうことでの公務外と

ということになるという認識なのか。どちらなのでしょう。公務にすれすれなのか、公務なのではないかと、こう思うところも私の中にはあるので、その辺についてももう1回確認をさせていただきたいのと、この処分について減給と懲戒処分がされていると、懲戒じゃない、戒告ですか、処分がされていると、こういうことになるんだろうと思いますけれども、やっぱり同席していた町長、副町長にはその辺問題はなかったのかなということについて、どう判断をされるのかですね。その辺についてもお伺いをしたいと思います。

以前、大分前になりますけれども、やはりいろいろあって処分を受けた職員がおりました。非常にストレスがかかってお辞めになったと、最終的にはお辞めになったというようなこともあったように私は記憶をしておりますので、こういう問題というのはやっぱりきちんと整理をするというか、後に、飛ぶ鳥跡を濁さずじゃないけれども、後にそういったものを残さないと思い、空気を残さないということが大事だと思うので、積極的に、ある意味、公表というか、少なくとも、昨日ですか、一般質問でもありましたけれども、議会と執行部との間でいろいろ情報交換なり説明なりもしていただきながら、お互いに了解しながら進むというの私も大事だと思うんですよ。ところが、こういう重要な問題が出ても、全然説明らしい説明がないと。こういうことではあってはならないと思うんですね。その辺、こういう問題が起きたときに、公表する、しないというのはまた別なのでしょうけれども、議会との関係ではもう少し説明があってもいいのではないかと思うので、その辺についてもお伺いをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず最初に、公務か公務じゃない、認識って、考え方、正直言って、私と町長の立場だったらどこで分けするのかなと、正直言って、自分としても、こっちですこっちですというの、ただ難しいかなと。ただ、これが例えば職員以外、外との第三者と何かそういう情報交換の何かやる、そして立場上入っていたとすれば、1つの例えとして考えてもそれは公務でしょうけれども、職員とやる場合は、そして、これからのために職員と意見交換しようとした場合に、それも公務と言われるとなかなかちょっと苦しいところもあります。やっぱりやる我々としては、懇親図ったり、いろいろなご意見とか考え方をそこで情報収集したり、言葉悪いですけども、ストレス、何か思っていることを聞き出したりすることもありますので、どちらかという公務でないと言ったほうが我々も逆に職員と色々なコミュニケーションを図っていきやすいのかな。これ公務というふうになると、相手方も構えてきます。そういうこともあって、フィフティー・フィフティーの考え方あっても

いいのかなと個人としては、私としては思っています。

あともう1つ、職員に対して、先ほど、これはマイナス力に入るんじゃないかと、そして今後どうするんだという。これは、考え方はいろいろなんですけれども、町としてはいろいろなストレスの尺度、まあ業務を使ったりして、個人個人の業務についてのストレスの把握はしています。そういうことで、どこの課に、どういう人たちにストレスがちょっと多くたまっているかというのは、いろいろ把握していることはできます。あとそのほかに、町では衛生委員会とか、直接職員同士で、町のほうにこういうことを改善してほしい、こういう職場でこういうことがあるので何かしてほしいと、そういうご意見を伺う場所も設けています。そういうことで、なるべくストレスがたまらない、あとコミュニケーションも図れるように対処しました。

あと、やっぱりやっていく中で職員同士のコミュニケーションというのは物すごく大事ななと感じています。そして、170人そこそこの職員で3年間でローリングしていくと、最初に物事が入ったときでも中間でもどこでもいいんですけれども、誰か私とちょっと意見が合わなかったということは170人ではどこに行ってもずっとくっついて歩くような形態も、大規模な職員形態でないので、やっぱりそういうところをどういうふうにして考慮、考慮というか、そういうストレスをなくしていくかということも、やっぱり所管所管が大事ななと。そういう場に我々も入っていくことも物すごく大事なと思うし、その部署部署の課長さん方にいろいろお話しして、ちょっとここストレスがたまってきているよと、業務上は疲労も出てきているよということで、その辺ちょっと情報交換なり、ちょっと息抜きさせたらばみんなしてという話をしながら、言葉悪いですけれどもガス抜きみたいな状態で今やっている状況です。

そういう意味で、今回のことを受け、改めてそういう面を職員と、周知するというのはあまり一方的な話なんです。やっぱりそういうところを大事にして、職員といろいろな話をしていくことが、コミュニケーションを取っていくということが物すごく大事に、今以上に大事ではないかなと思います。そういうことで、今後の対応の仕方としては改めて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 幹部の皆さんには責任がないのかと、そういうことも含めて今お聞きしたつもりなんですけれども、そこら辺については今答弁なかったなので、もう一度お願いをしたいと思っておりますし、職員とのいろいろコミュニケーション取るということ大事だと、本当に大

事だと思いますよ。それこそ大事なことだと思うんですが、例えば、副町長は好きなどころに行っているんですよという声もあるんですよ。来ないところには来ないんですよ。例えばですよ。だから、本当にコミュニケーションをしっかりと取っているのかと、こういうこともあると思っているんです。だから、やっぱり職員を公平にきちんと見ながらコミュニケーション取っていくという姿勢もぜひこれから大事にしてほしいなと、こう思います。

1つ残したので、じゃあ皆さんの責任はなかったのかどうかということと、コミュニケーションの取り方に問題はなかったのかということで、まだよろしくお願ひしたい。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 我々に責任はなかったのかと。まずは、職員また会計年度職員、いずれにしても一緒に松島町のために働いている人たちでございますので、これら全て24時間の中で仮に業務に携わる部分が8時間以内であっても、それ以外の時間であっても、やっぱり何か事があれば我々にも責任はあると。そのぐらいの監視体制は持っています。

ですから、Aさんという人が休みのときに、例えば車で事故ったとか何かあったとかとなれば、それは何でだということでやっぱりこれは追及するし、そういったものの確認もするし、風邪引いたっちゃ、お一人で住んでいるんだけれども大丈夫かとか、そういう民主的な考えでやっていることは確かであります。

ですから、その場からもう離れて帰ってきて、知るまでちょっと時間あっちゃったけれども、逆に知ったときに一番ショックを受けたのは私であって、何でだという話。それでお互いを話し合って確認をして、お互いの思いを聞いてもおります。

それで、全職員に関しては、7月の朝礼がありますので、この場で朝礼のときに、その件については、朝礼の中で私のこと触れました。そのことにも触れたと。それで、人事異動もこうやるという話もしましたし。

ただし、それで終わりじゃなくて、私も水道事業所のほうはなかなか足が遠いときあるので、できるだけ赤間所長のところに、所長を、ある意味、慣れたかみみたいな感じで行きながら、ちょっといろいろ足を運ばせていただいたり、その他いろいろ組合関係の方々の話も聞いたりと、いろいろ様々な面で対応は取っております。

ただ、今後こういうことに関して、コミュニケーションの取り方というのは、別に酒を飲む場だけがコミュニケーションではないので、この間の例えば東京に出張も2週ぐらい続けて同じ担当課行くときもありますので、そういったときにそういう以外のお話を聞いて、この件についてどう考えとかそういう話合いをしたり、様々なことについてのコミュニケーショ

ンは、取り方はやっております。

それが全て、じゃあ170人もしくはそれに130人足して300人全部やっているかということ、それはなかなか1人でありますから無理なことでもありますけれども、ただ、誰一人公平に見ながら物事は進めているというつもりであります。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） あと1つ2つお聞きしますけれども、マスコミの方から問合せあったときに、一般の町民の方も参加されていたんじゃないですかという話があったんですよ。それはその方のおっしゃったことですね。だから、それがあったのかどうかちょっと確認をさせていただきたいのと、あともう最後、やっぱり人事の問題で、今、担当課長がいないわけですよ、移ったところはね。いないわけですよ。事務取扱の方はいらっしゃいますけれども。ただ、その移った場所が、やっぱり町長の政策を進める上で極めて重要な位置に私はあるんだろうなと、その部署はね。であるにもかかわらず、その責任者がある意味不在の状態だと。これはやっぱり町政にとって大きな損失だと思うんです。そういう意味では、取りあえず事務取扱を置くのはいいでしょう、それは。だけれども、できれば早期にそれを解消して、町の政策をしっかり推進していくということが求められているのではないのかなと。イノベーションのところも大きい問題が残っているわけですよ。そして、何だっけ、ひと・まち・しごとでしたか、まち・しごと、創生の基金も11億円を集めましょうと。だけれども、なかなかこれも進まない。極めて大きい荷物を背負いながらやっている課なわけですから、ここをしっかり仕事できるような人的な配置もある意味私は大事なのではないかなと思います。なかなかいないんだということでもうなっているのか分かりませんが、今後の考え方として、その辺どうするのかということも含めてお聞かせをいただきたい。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず最初のほう、話は、いなかったということで終わりです。それ以上答弁ありません。周りに人がいたんじゃないかと言われると、それはほかのお客さんであって、そこまで追及されると、誰いたと言われても分かりませんので。

それから、人事については、これは自分でやっぱり先ほどちょっと、一番ショックを受けたのは、ですから私だと申し上げましたけれども、ただ、課長がいなくなった後の担当職員等々のミーティングも何回も重ねていますけれども、逆のバージョンが出てきて、何とか我々がやるという意識が相当強いなというのが、実際ここ7月、8月、東京行く機会を重ねていくうちに、いろいろなお話し合いの中で確認はしているつもりです。

ただ、人事に関しては、これは人事でありますので、副町長をいつまでも代理に置くわけにはいきませんので、決算議会の担当課のほうが終わりましたらば、早速人事にかかって、10月の初めに人事異動を考えていきたいと今考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。

いずれにしても、こういった問題が生じると、本当に最初に申し上げたとおり、皆がやっぱりストレスを抱えて仕事をするということになるんだと思うんです。7月の10日頃ですか、職員朝礼でおやりになったというお話あったので、まず第1次でそういうことの説明をされたということ自体はよかったのかなと思います、今なおそういうものを引きずっていらっしゃる皆さんもまだいるのかなと思いますので、ぜひその辺については十二分に手当てといたしますか、やっていただきながら、本町の行政が町民のために進んでいくようにぜひお願いをしたいということをお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第57号令和6年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第58号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第58号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　ございませんね。なしと認め、質疑を終わります。

　　討論に入ります。討論参加ございませんか。

　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

　　これより、議案第58号を採決します。

　　本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

　　〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第58号令和6年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第59号　令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君）　日程第16、議案第59号令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

　　提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

　　討論に入ります。討論参加ございませんか。

　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

　　これより、議案第59号を採決します。

　　本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

　　〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第59号令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第60号　令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君）　日程第17、議案第60号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

　　提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第60号令和6年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第61号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第61号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第61号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第62号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第62号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第62号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第20	議案第63号	令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第64号	令和5年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	議案第65号	令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	議案第66号	令和5年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	議案第67号	令和5年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	議案第68号	令和5年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	議案第69号	令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	議案第70号	令和5年度松島町水道事業会計決算認定について
日程第28	議案第71号	令和5年度松島町下水道事業会計決算認定について

○議長（色川晴夫君） ここでお諮りします。

日程第20、議案第63号から日程第28、議案第71号までは、令和5年度各種会計歳入歳出決算認定に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。よって関連がありますので、質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことについてご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認め、よって質疑については一括で行うことに決定いたしました。

監査委員による決算審査の報告があります。

後藤良郎議員、決算審査報告のため席に移動しますので、暫時休憩いたします。その場でお待ちください。

午後2時20分 休 憩

午後2時21分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

日程第20、議案第63号から日程第28、議案第71号までは、既に提案説明が終わっております。

総括質疑に入る前に、監査委員より決算審査の報告を行います。

監査委員は報告をお願いします。お願いします。

○監査委員（丹野和男君） こんにちは。

代表監査委員の丹野和男です。

初めに、配付しております令和5年度松島町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書などについては、去る8月7日に町長宛てに提出いたしました。失礼と存じますが、ここでは意見書から抜粋して、要点のみの報告とさせていただきます。

1ページをお開き願います。

第1、審査の対象です。

令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算、6つの令和5年度松島町特別会計歳入歳出決算、そして令和5年度財産に関する調書、令和5年度基金運用状況を審査の対象といたしました。

第2、審査の方法ですが、7月24日から8月6日まで、役場会議室、監査委員室及び現地にて行いました。決算審査は、松島町監査基準に従い、歳入、歳出、財産等に関し、それぞれ計数の正確性、収支との符合及び適法性等の観点から、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係者からの説明聴取等により実施しました。

第3、審査の結果です。

審査に付された令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に

関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合して、正確であると認められました。

予算の執行についてです。

厳しい財政状況の下、コロナ禍からの社会経済活動の回復を目指しつつ行政課題に対応し、補正予算増額を含めた予算執行については、おおむね適正であると認められました。

次に、令和5年度の施政方針の実効性についてです。

令和5年3月定例会における施政方針に盛り込まれた計画は、町民との対話を進めながら新型コロナウイルス感染症対応、防災減災、子育て支援、移住定住促進、DX推進などを基軸としたものであります。

その実効性については、各事務事業の評価から、おおむね目標が達成されたものと認められました。

2ページです。

一般会計と特別会計を合わせて、総括としました。

(1) 決算規模及び(2) 予算の執行状況についてですが、表1及び表2のとおりとなっております。

本町の令和5年度の決算額は、一般会計において、歳入72億7,281万円、対前年度比で8.39%の減少、歳出70億810万円、対前年度比6.25%の減少であり、特別会計では、歳入41億8万円、対前年度比で22.32%の減少、歳出40億238万円、対前年度比19.85%の減少となりました。

特別会計の対前年度比減少の主な要因は、令和5年度より下水道事業が地方公営企業法適用による公営企業会計に移行したことによるものであります。

一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算額を合計すると、歳入113億7,289万円で、前年度に比べ18億4,399万円の減少、歳出は110億1,049万円で、前年度に比べ14億5,891万円の減少となり、歳入歳出差引額は前年度に比べ3億8,507万円減少しました。

3ページに移ります。

(3) 町債です。

町債の発行額は、一般・特別会計合計額4億8,755万円で、前年度に比べ2,302万円、4.51%減少しました。これは、一般会計では総務債、民生債、農林水産業債が増加し、消防債、地方財政対策債が減少しております。また、前述のとおり、下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行しております。

町債の償還額は、一般・特別会計合計額 5 億 540 万円で、前年度に比べ 3 億 9,584 万円、43.92%減少しました。当年度末町債残高は 49 億 3,008 万円であり、前年度に比べ 38 億 5,482 万円減少しております。下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行したことに伴うものであります。

4 ページ、2、普通会計（1）財政分析主要指数調べです。

町の財政力を示す財政力指数は前年度と同指数の 0.45 となりました。経常収支比率は 94.5% となり、前年度から 1.2% 減少しました。実質公債費比率は 7.5% となり、前年度から 0.7% 増加し、地方債現在高は 49 億 384 万円となり、前年度から 1,709 万円減少しました。このほか義務的経費比率は 35.8% で、前年度から 3.0% 増加、投資的経費比率は 10.4% で、前年度から 7.2% 減少しました。一般会計財政調整基金の積立金は 12 億 2,362 万円であり、前年度より 1 億 6,381 万円減少しました。

5 ページ、3、一般会計（1）財政の概況です。

決算額は歳入 72 億 7,281 万円、歳出 70 億 810 万円であり、歳入歳出差引額は 2 億 6,470 万円となっています。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 5,487 万円を差し引いた当年度実質収支額は 2 億 982 万円の黒字となっております。この実質収支額から財政調整基金への繰入額 1 億 5,000 万円を差し引いた 5,982 万円が令和 6 年度一般会計予算へ余剰繰越しされる見通しであります。また、単年度収支額は 1 億 6,362 万円の赤字となっております。

以下、（2）歳入①款別決算の状況、9 ページからは②財源別決算の状況、11 ページ、（3）歳出、12 ページから①款別決算の状況、14 ページから②性質別決算の状況と続きますが、これはお読みいただくことにしまして、16 ページにまとめましたので、そちらをお開きいただきます。

結びです。

令和 5 年度一般会計の決算審査の概要は前述のとおりであります。

なお、総括して意見を付せば、次のとおりであります。

①予算の執行についてです。

令和 5 年度は、前年度に比べ、歳入で 6 億 6,573 万円、歳出で 4 億 6,755 万円、それぞれ大幅に減少しております。当初から予定した事務事業はおおむね完了しました。前年度から繰り越した令和 4 年 7 月に発生した大雨災害の農地農業用施設、公共土木施設の災害復旧事業についてを全て完了しております。

追加となった新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、物価高騰対応重点支援地方創生

事業などにも適切に対応し、経常的事務が滞ることなく関連機関と連携し、迅速に住民サービスに努めております。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、観光客入り込み数や宿泊客数などに見られるように、経済活動等においてコロナ禍前への回復傾向が見て取れます。

しかし、今後、歳入面では、町内人口の自然減に伴う町税等の落ち込みが顕在化するものと見込まれます。歳出面では、公共施設の修繕、更新、維持管理費等の増大が見込まれます。それらの課題に対し、国等の支援を取り入れた事業の手法を活用して財政の健全化に努めるなど、安定した財政運営が求められており、創意工夫、事務事業効率化の継続が望まれます。

今後も町は、活力あるまち・松島の実現を目指し、なお一層、住民に寄り添った行政サービスを望みます。

②まち・ひと・しごと創生推進寄附金についてであります。

町の重点戦略に位置づけしている事業の財源の一部として期待され、令和4年度からの3年間に上限として11億円を見込んでいる標記寄附金については、大きな期待が寄せられています。

令和5年度の当初予算では、1億5,000万円の歳入及び積立てを見込んでおりましたが、決算において歳入は1,340万円となりました。これに伴い、歳出は、地方創生費積立金1億3,660万円を不用額としています。これまでの受入合計額は9,840万円となり、目標達成が不安視されます。

今後も、移住定住促進を図るとともに、職員一丸となり、松島の魅力発信及び企業の誘致活動に取り組み、寄附金の目標達成に努められるよう望みます。

以上が、令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算審査の報告です。

特別会計については、後藤監査委員より報告いたします。

○監査委員（後藤良郎君）では、私のほうからは、特別会計についてご報告をいたします。

それでは、17ページをお開き願います。

特別会計の概況であります。

特別会計は、国民健康保険特別会計など6会計があり、特別会計全体の決算額は、歳入41億8万円、歳出40億238万円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源はなく、差し引いた当年度実質収支額は9,770万円の黒字となっており、各会計で保有する基金積立てと翌年度への剰余繰越しとなっております。

決算収支を会計別に見ますと、実質収支額において4会計で黒字、2会計で差引きゼロとな

っております。

その下段の（１）国民健康保険特別会計でございます。

決算の概要並びに18ページの歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表については、お目通しをお願いいたします。

一番下の下段になります。事業等の所見であります。

被保険者の当年度末の加入状況は、1,888世帯、年間平均被保険者数2,826人で、前年度に比べ87世帯166人の減少となっております。

保険税では、子供の均等割額全額減免などのため、調定額、収入未済額ともに前年度より減少となりました。これは経済的負担の軽減や子育て世帯の生活支援など、被保険者の事情に沿った対応の成果と感じます。

保険給付費では、療養給付費が2,609件減少いたしました。保健事業では、特定健康診査の受診率は前年度比で1.2%増加をし、特定保健指導の動機づけ支援の参加率は前年度比で0.7%増加をいたしました。データヘルズ計画に基づく保健事業に引き続き取り組み、保険者として被保険者の健康意識を高めるとともに、医療費の適正化に努め、保険基盤制度の運営の安定を図っていただきたいと思います。

19ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表については、お目通しをお願いいたします。

下段の事業等の所見でございます。

被保険者の当年度末の加入状況は、2,960人で、前年度に比べ75人の増加となりました。保険料の徴収率において、現年度分99.54%、滞納繰越し分24.24%となり、前年度に比べ、現年分は0.18%増加し、滞納繰越し分は19.19%減少となっております。今後、被保険者数が増加する見込みから、制度を運営する広域連合と介護保険事業とが連携をしながら、運営に努めていただきたいと思います。

20ページの介護保険特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表については、お目通しをお願いいたします。

21ページの事業等の所見であります。

当年末における要介護等認定者実人数は1,004人で、前年度に比べ11人の増加となりました。

介護保険の保険給付費が前年度に比べ1,070万円増加をしております。介護の支え手の減少と、そして超高齢化の中で、介護予防支援を取り入れながら、高齢者の日常生活を支える地域包括ケアシステムの取組を強化し、一般会計の繰入れ及び介護保険財政調整基金の適正な運用を継続しながら、引き続き介護保険基盤の安定に努めていただきたいと思います。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表につきましては、お目通しをお願いいたします。

22ページをお開き願います。

観瀾亭等特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表については、お目通しをお願いいたします。

下段になります。事業等の所見であります。当年度末の施設等の利用者は、観瀾亭、松島博物館の観覧者数3万6,755人、福浦橋、カフェベイランドの通行者数は37万9,303人となり、前年度に比べ、それぞれ1万1,958人、7万1,716人増加をいたしました。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、減少していた観光客数が回復傾向にあります。

町や観光協会等で企画するイベントなど、安定的に誘客ができるよう、町内事業者の活性化と、国内外の観光客が安全で安心できる観光地の確保と、多様化する顧客ニーズの情報収集や地元資源を活用した取組など、地域をはじめとする商工会、観光協会等と連携して、情報発信等に努めていただきたいと思います。

23ページをお開き願います。

松島区外区有財産特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表については、お目通しをお願いいたします。

23ページの下段になります。

事業等の所見でございますが、業務改善の一環として、町が積極的に関係区と調整をした結果、令和3年度から着手をし令和5年度までに廃止をされております。

24ページになります。

財産に関する調書につきましては、丹野代表監査委員より報告がございます。

○監査委員（丹野和男君） それでは、私のほうから財産に関する調書について、審査結果を報告します。

24ページをお開き願います。

令和5年度における財産の決算年度中増減高及び決算年度末現在高について申し上げます。

まず、(1) 土地及び建物についてです。

決算年度末現在高の土地は331万3,526平米であり、前年度末に比べ3万2,499平米が減少しております。これは主に、下水道事業の公営企業会計への移行に伴うものであります。

なお、保育所及び集会施設の用途廃止により、その他の施設から宅地へ2,239平米が用途替えとなっております。

建物は8万4,704平米であり、前年度末比で7,266平米減少しました。これは主に、下水道事業の公営企業会計への移行によるものと、保育所及び集会施設の解体によるものです。

(2) 有価証券についてです。

決算年度末現在高は243万円であり、増減は皆無でした。

25ページ、(3) 出資による権利についてです。

決算年度末現在高は5,129万円であり、増減は皆無でした。

(4) 物品についてです。

決算年度末現在高は24台であり、増減は皆無でした。

26ページ、(5) 債権についてです。

決算年度末現在高は3,715万円であり、前年度末現在高から483万円減少しました。なお、災害援護資金貸付金について97万円を不納欠損処分しております。

(6) 基金についてです。

表25のとおり、基金全体の決算年度末現在高は36億7,815万円となっております。積立基金の決算年度末現在高は34億2,019万円、前年度に比べ1億7,130万円減少しました。なお、出納整理期間中に積立したふるさと納税基金5,940万円は、決算年度中増減額には含まれておりません。また、高城区及び幡谷区の区有財産積立金は廃止しております。

運用基金については、巻末資料以降の令和5年度松島町基金運用状況審査意見書にて報告いたします。

続けます。令和5年度松島町基金運用状況審査意見です。

1ページをお開きいただきます。

第1、審査の対象ですが、令和5年度の土地開発及び育英事業の2基金です。

第2、審査の方法ですが、従前の審査と同様に行いました。

第3、審査の結果です。

審査に付された令和5年度の各基金の関係諸帳簿の計数は正確であり、それぞれの基金の設置目的に従って運用されているものと認められました。

以上が基金運用状況の審査報告です。

松島町水道事業会計決算審査及び松島町下水道事業会計決算審査については、後藤監査委員より報告いたします。

○監査委員（後藤良郎君） それでは、松島町水道事業会計決算の審査を報告いたしますので、恐れ入ります、令和5年度松島町水道事業会計決算審査意見書をご用意いたします。

1ページをお開き願います。

第1、審査の対象及び第2の審査の方法については、お目通しをお願いいたします。

第3の審査の結果であります。

審査に付された決算及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製をされ、それらの計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

次に、2ページの事業の概要から10ページの経営分析につきましては、お目通しをお願いいたします。

11ページをお開き願います。

審査の所見でございます。

令和5年度松島町水道事業会計決算審査における所見は次のとおりであります。

1、財政の状況について。

貸借対照表は、事業開始以来、全ての資産・負債及び資本の状況が総括的に示されております。資産合計と負債資本合計が前年度と比較しそれぞれ1,305万1,146円減少し、57億3,518万621円と一致しております。財務比率に関する分析においては、左坂配水池の完成により固定資産が増加をし、おおむね安定した経営状況になっております。

2、令和5年度の水道事業経営について。

平成29年3月に策定をした水道事業経営戦略に基づき事業を実施しており、令和5年度は、おおむね計画どおり左坂配水池を完成させる一方、老朽施設更新のための工事や、実施設計業務委託等を実施しております。

水道施設整備基本計画策定業務委託については、次年度への繰越しとなっております。

3、水道事業経営の今後について。

昭和27年に供用開始した本町の水道事業は、計画給水人口2万6,000人で基幹施設が整理さ

れております。近年は、維持管理と更新工事が主要事業となっております。今後は、施設の老朽化に伴う更新需要が継続するとともに、急速な人口減少による水需要の減少から料金収入の減収等、経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想されます。

次期水道事業経営戦略の策定に当たっては、施設更新の平準化や施設の適正規模の検討を行い、今後とも安心して安定した水の供給に努めるとともに、独立採算を可能とする経営環境を整えるべく、中長期的視点を持って計画されることを望みます。

4、未収金について。

水道料金の未納者に対し、適切に停水を行うなど収納対策がなされております。収納業務委託業者と連携を密にしながら未納者への督促を行うなどの取組の結果、未収金は昨年と比較し409万5,410円減額となり、成果が得られております。一方、法規定に基づいて36万1,760円の不納欠損処分を行っております。これからも水道利用者の実態を見極めながらの対応を望みます。

引き続き、松島町下水道事業会計決算の審査を報告いたしますので、恐れ入りますが、令和5年度松島町下水道事業会計決算審査意見書をご用意いたします。

1ページをお開き願います。

第1、審査の対象及び第2、審査の方法については、お目通しをお願いいたします。

第3、審査の結果でございます。

審査に付された決算及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製をされ、それらの計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

2ページの決算の概要から8ページの経営分析につきましては、お目通しをお願いいたします。

9ページの審査の所見であります。

令和5年度松島町下水道事業会計決算審査における所見は次のとおりであります。

1、地方公営企業法の適用について。

下水道事業については、令和5年4月から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行しており、当年度はその初年度となっております。地方公営企業法の適用により、住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示及び事業の財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用されることとなります。

なお、この地方公営企業法の適用により、令和4年度は打切り決算となっており、前年度の数値との単純比較ができないことに留意する必要があります。

2、財政の状況について。

貸借対照表は、事業開始以来の全ての資産・負債及び資本の状況が総括的に示されております。資産合計と負債資本合計が154億8,995万円と一致しております。財務比率に関する分析においても、おおむね安定した経営となっております。

3、令和5年度の下水道事業経営について。

平成29年3月に策定した公共下水道事業経営戦略に基づき事務事業を実施しております。令和5年度は、汚水系施設について、初原準幹線築造工事を継続して実施、志戸内枝線工事に着手、初原準幹線ほかの実施設計を実施しております。また、雨水系施設の雨水ポンプ場及び汚水系中継ポンプ場のストックマネジメント実施方針策定業務を実施しております。

なお、初原準幹線及び初原幹線築造工事並びにストックマネジメント実施方針策定業務については、次年度への繰越しとなっております。

4、下水道事業経営の今後について。

平成3年に供用開始した本町の下水道事業は、事業計画区域面積396.3ヘクタールのうち整理済面積は294.5ヘクタールとなっております。また、施設利用率は47.4%で、全国平均よりも14.4%少なく、汚水処理の効率が低い状況となっております。

今後は、管渠及びポンプ場施設の老朽化による更新需要が増すことが予想されております。さらに、急速な人口減少による汚水処理量、水需要の減少から、料金収入の減収等、経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想されます。次期公共下水道事業経営戦略の策定に当たっては、施設更新の平準化や施設の適正規模の検討を行い、経営効率化及び経営基盤の強化を図り、災害に強いまちづくり及び水質環境等の向上に努めるとともに、下水道使用料により賄うべき汚水処理事業については、独立採算を可能とする経営環境を整えるべく、中長期的視点を持って計画されることを望みます。

5、未収金について。

水道事業と連携をし、未納者に対しまめに督促を行っており、成果が得られております。一方、法規定に基づいて118万6,710円の不納欠損処分を行っております。今後も下水道利用者の実態を見極めながらの対応を望みます。

次に、松島町健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、丹野代表監査委員より報告がございます。

○監査委員（丹野和男君） 改めまして、それでは、私のほうから、令和5年度決算に基づく松島町の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について報告いたします。

審査意見書、3枚目1ページをお開き願います。

令和5年度決算に基づく健全化審査意見です。

1、審査の概要ですが、今回の審査は、提出された健全化判断比率に関し、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び説明聴取等の方法により実施しました。

審査は7月25日に行っております。

審査の結果。

（1）総合意見です。

審査に付された健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

（2）個別意見です。

①実質赤字比率は、一般会計等実質収支額が黒字であり、早期健全化基準の15%を下回っております。

②連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、早期健全化基準の20%を下回っております。

③実質公債費比率は7.5%となり、前年度比で0.7%上昇しましたが、早期健全化基準の25%を下回っております。

④将来負担比率は、将来負担額に充当する財源等が上回ったため、早期健全化基準の350%を下回っております。

（3）是正改善に要する事項はありませんでした。

次ページをお開き願います。

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見です。

1、審査の概要ですが、今回の審査は、提出された各会計の資金不足比率に関し、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び説明聴取等の方法により実施しました。

2、審査は7月25日に実施いたしました。

3、審査の結果。

（1）総合意見です。

審査に付された水道事業、下水道事業、観瀾亭等特別の各会計の不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき、正確に算定されているものと認められました。

(2) 個別意見です。

水道事業、下水道事業、観瀾亭等特別の各会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため、経営健全化基準の20%を下回っております。

(3) 是正改善を要する事項はありませんでした。

以上、令和5年度松島町の一般会計・特別会計歳入歳出決算、財産に関する調書、基金運用状況、水道事業会計決算、下水道事業会計決算、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査の報告といたします。

○議長（色川晴夫君） 丹野代表監査、後藤監査委員には大変ご苦労さまでございます。

これで監査委員の決算審査報告が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。後藤議員は自席にお戻りください。

午後3時03分 休 憩

午後3時04分 再 開

○議長（色川晴夫君） それでは、監査報告も終わりましたので、ここで休憩に入りたいと思います。再開は15時20分です。15時20分。

午後3時05分 休 憩

午後3時20分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

令和5年度各種会計歳入歳出決算認定の総括質疑に入ります。

質問者は質問席に登壇の上、質問願います。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） よろしく願いいたします。人一倍暑がりなものですから、シャツで申し訳ありません。

それで、質問始める前に、まず、今年から公営企業会計になった下水道事業会計、決算書大変見やすくなりまして、私も本当にこれまでは半分はてなマーク浮かべて聞いていたようなのですが、公営企業会計については今日傍聴にいらっしゃっている [REDACTED] が監査委員等や、それからあと一般質問なんかで結構やられたんですが、今日この決算書等を見て、 [REDACTED] さんも安心したんじゃないかなと思っております。

それでは、早速なんですけど、私は次に続くであります菅野隆二議員さんの露払いということで、ごくごく簡単な質問で終わりたいと思います。

といいますのは、やはり決算で、ここ何年かですが、監査委員さんから特に指摘されるというようなところは、強く指摘されるというようなところはないような予算の執行状況じゃないかなと私自身思っておりますし、監査委員さんの意見書でもそういうような意見があります。これ、ただ、やはり長期的に見て、一番の、我が町だけではないんですが、町政の課題として、少子高齢化による人口減少ですね。それに伴う、やはり一般会計ですと財源不足、一般会計だけじゃないですね、全てにおいて財源が不足するんじゃないかなという心配が必ず一般会計、水道会計、下水道会計の意見書にも上がっております。

それで、先ほど一般会計の補正のほうでいろいろ人事の面ありましたが、その中で、まち・ひと・しごとですか、創生推進寄附金、監査委員さんの指摘にもありますけれども、予算が1億5,000万円だったんですが、1,340万円の収入で不用額が9,840万円というような結果になって、最終的に目標は3年間で11億円ですか、これを目標にしているんですが、結局それに取りかかるところの担当課がどうなるのかという心配は誰でも思ったと思うんですが、先ほど今野議員の質問に町長が10月1日から人事を立て直すと言ったらおかしいですけども、それで進めていくということだったので安心はしたんですが、この見込みというのはどうなんだろうかね。恐らく初原イノベーションとか、その企業等を当てにしていたんじゃないかなと思うんですが、この創生寄附金についての今後について、ぜひ町長の、何ていうんですか、覚悟をお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まち・ひと・しごとでの寄附金について、監査委員さんからも報告があったとおりでありますし、また、議員からも今お話があったとおり、一応予定は11億円ということで、何を隠そう初原イノベーションのことを、松島イノベーションヒルズのことを考えてやっている中で、現実、令和5年度は1,340万円だったというのが実際でございます。

これについては、やっぱり思ったように企業版のほうで正直言って集まらなかったというのが正直なところで、これは担当課だけでなく私をはじめ筆頭にして営業活動やっているわけでありましてけれども、結果として営業力少し足りなかったのかなということがまずは挙げられます。一生懸命、職員たちは動いているんですけども、なかなか思うように集まらなかったのが1つありますし、それから、大筋のところ企業さんもちよっと人事交代、人事異動等々ある会社があつて、そういった中で少し、何というんですかね、もう会社のこと私あまり言えないけれども、そういう中であつてちよっと大変だったのかなと思います。

ただ、これについては、今年で、令和5年で終わりじゃないので、令和6年度も続いていま

すし、令和6年度については7月に逆に企業版頂きましたので、会社に表敬訪問しながら、今後のことも踏まえて、新社長等と役員の方々といろいろ話合いをしてきております。そういったことも積み重ねてこれからやっていきますので、あの事業が成功裏に導けるようにしっかりとタッグを組んでやっていければと思いますし、また、それ以外の企業の方々についても、大分あそこに誘致をしている関係でいろいろな関連を今持ってきていますので、そういった中で少し財源確保に努めていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） やはり企業は上り下りといえますか浮き沈みありますし、私、ご存じだとは思いますが、名前出してあれですけども、トマトハウスの役員を先月で一応退職ということで、それと、もう1つのマキシマファームさん、岡谷さんが入っていたんですが、その社長はサンフレッシュの内海社長だったんですが、社長も替わるというような形で。岡谷さんが今度恐らく単独といえますか、カゴメさんのあれもやっているからカゴメさんも入るのか分からないですが、結構そういうような、企業等、町長は東京行った折とか名古屋とかに行った折でもそういう企業を回っていると聞いておりますけれども、ぜひ優良企業、ちょっと名前出してはあれですけども、隣の利府町さんはトヨタさんと随分交流があるということもありますし、やはり松島も、東日本ですと日本三景松島というネームバリューはありますので、大阪に行ってもちょっとなかなか難しいでしょうけれども、ぜひ、そういう企業を回るよう、3年間で11億円ですからね、これまで以上に、町長以下、副町長でも今度なられる企画の課長さんなりでも行ってもらって、ぜひこの目標に、達成できれば一番いいんですけれども、近づけるような努力をしてもらいたいなと思っております。一番やっぱり心配なの財政のほうで、ご存じの方も多いと思いますけれども、行政のほうは単年度決算ですから、よくよくのことがなければ赤字とかそういうようなあれはないとは思いますが。

ほかから人口を増やすということで、初原イノベーションの開発を今されているんだと思いますが。あと、一般質問の中で町長が磯崎の人口が増えていると、世帯数がもう1,400超えまして、実際、磯崎の田んぼの学校という事業あるんですが、それに子供たちを募集しましたところ、37名、就学前の子供さんも含めてそれぐらいの人数が集まったと、そういうような活気はあるんですが、その反面、空き家も増えていますので、そこがちょっと痛いところなんです。

それであと、町長が議員時代に地域おこし協力隊というのを何度も質問されておまして、

それに対して、やはり増えるのはいいんだけど、近隣からとかの奪い合いになっているんじゃないかなという意見もあります。やはり松島もそういうようなことを考える時期になっているんじゃないかなと思っているんですが、ここで改めてお聞きしたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。ちょっとすみません、何を、いろいろ……。

○8番（高橋幸彦君） やっぱり地域おこし協力隊等の、そういうのを考える時期じゃないかなと思っております。

○議長（色川晴夫君） ああ、そうですか。分かりました。じゃあ、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 隣町のトヨタの話はトヨタとして、割と利府の町政にトヨタはあまり関わってはいないようですけどもね。ただ町長が一生懸命やっているだけであって。

ただ私も人のことは言えませんので、うちのほうにもエレクトロンさんがいますので、エレクトロンさんとは、この間も東京行って立派な応接室で、18階だったかな、すごい応接室に通されているいろいろなお話をしてくれて、逆にまだはっきり言えないですけども、今お願いしていることがあります。実はもう、松島の東京エレクトロンの宮城ですかね、松島に建てたやつがもう雨漏りして今ひどい状態になってきているので、今後どのようにしていったらいいかというのが、今、本社でいろいろ議論されている。そういった内容聞きましたので、町とすれば町の思いを語ってきたというのがこの間ありますから、これはこの辺についても、町、我々だけじゃなくて町職員一丸となって、そういったものに取り組んでいきたいと思えます。

それから、空き家についても、この間、新聞報道であったと思いますが、あのよういろいろな業界と手を組んで、空き家について少し踏み込んだ考えを持っていこうということにしております。当然、協定を結んだから、2社と協定を結んだからいいということじゃなくて、これから、財務課から怒られますけれども、少ない中からまた予算を引っ張り出して空き家対策にちょっと持っていきたいと思っております。今、中心部、高城、磯崎、本郷等々、海岸も含めて中心部に大きな空き地等が大分出てきていますので、そういったところの有効活用はやっぱりできれば家屋でお願いをしたいということがございますので、そういったところに住居が建つことによって人が増えていくという、さっき1万3,000人の話をしましたけれども、そういう目標に向かって進めていければなというふうには思います。

それから、地域おこし協力隊、これはずっと前から議会からもお話し申し上げられて、それこそ色川さんが一般質問で言ってからもう10年ぐらいになるんだろうと思っておりますけれども、

別に嫌っているわけじゃないんですけれども、マッチングがちょっと難しいと。観光協会なんかでも何回とお話しするし、漁協とも商工会とも、商工会長さん、この間ちょっと亡くなってしまいましたけれども、福田前会長さんともいろいろお話をして、せっかく国で1人300万円だとか出してくれるので、そういったものを3年間有効活用した中で、事業をもう立ち上げるなり、この町への貢献をするなり、何らかの形を取れないかということをお願いをして話し合いはするんですけども、なかなか踏み出せないということになります。だからといって、じゃあ町で抱えちゃうかということになると、これまた、ふるさとのために地域協力隊を町の職員とし、臨時職員的なものの考え方で配置してやっていくかとなると、それはそれでまたいろいろ問題点が出てくるかと思しますので、その辺についてはちょっと考えるところが多々ありますけれども。

ただ、水産業、農業について、1次産業については、やっぱりもう考えるところに来ていると。後継者がどんどんどんどん少なくなってきていますので、これから10年すると、多分今の後継者の10分の1ぐらいになるんだろうと思います。ですから、そういったときにちゃんと活躍して、そういう地域おこし協力隊の方々ができれば生産組織をつくれるようなところに町とすれば努力する必要があるんだろうなと個人的には思っておりますので、そういったことも頭に置いてやっていきたいと思えます。

地域おこし協力隊、地域おこし協力隊と、国会議員の方で一番先に手を挙げてされた方が衆議院議長さんであったんですけども、亡くなりましたけれども、その人の強い意志で、たしか何十万人だか地域おこし協力隊持ちたいんだとかと、全国にですね、そういうことお話しされていたかと思えますけれども、国策として多分やっているんだろうと思えますので、そこをしっかりと捉えてやっていきたいというふうには思えます。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 議会の初日に、総務経済常任委員会、所管事務調査を1年間延期すると、引き続きやるということで、町長も議長も一緒に行ってもらったんですが、視察で山梨県の人口600人の何村でしたっけ、（「小菅」の声あり）小菅村ですね。そこで、関係人口ということで行ってまあまあ勉強になりましたし、あと、次の長野の岡谷市ですか、そちらでもいろいろな（「塩尻」の声あり）塩尻市か、塩尻市でいろいろ勉強になりましたね。町長も議長も私なんかよりも大変真面目に聞いていただけたんじゃないかなと思っております。

関係人口といいますと、隣といいますか、あれ2市3町の七ヶ浜が一生懸命やっておりますが、松島は観光客が300万人来ていますので、そのうちのそれこそ幾らかでも関係人口として

何かつながりを持てるような策があればいいんじゃないかなと考えております。ただ、もうちょっと頭が古いものですから、なかなかいい案が出ないんですが、ぜひ、町長、若い方々とタウンミーティング等やっておりますので、そういうような面も期待して、関係人口等が増えて、実際の人口が増えるというか、1万3,000人目標にしていますので、それ、私もそれぐらいがちょうどいいんじゃないかなと思っておりますので、それを維持できるような施策をこれからも続けてもらいたいと思います。

これで私の総括質疑終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員の総括質疑が終わりました。

続けて総括質疑を受けたいと思います。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野隆二でございます。

では、総括質疑のほうさせていただければと思います。

去年も高橋幸彦さんの後で、2番目で総括質疑、おととしも2番目に、高橋議員の次2番目にとということで、今年も3年目でございます。去年、昨年は、そのときは乙女座2位だったんですね、原稿見てきましたら。今日見てきたら8位でした。口車に乗せられないように注意してくださいというのがありましたので、ぜひ私を口車に乗せるような答弁は控えていただければと思います。

それでは、細かい部分の審査は委員会において行われますので、総括質疑の本来の趣旨にのっとり、決算及び主要施策の成果に関しての質問をしていきたいと思います。細かい部分は委員会でとお話ししましたが、あえて触れさせていただく部分もありますので、ご了承ください。

まずは全体的なところで、一般会計と特別会計合計すると、前年から歳入が18億円の減少、歳出が14億円の減少となっているわけなんです、これを受けてのまず全体的な所感というか、そういった部分をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） ちょっと待ってください。今、菅野隆二議員が一番最初に、ちょっと序段の部分で口車云々ということで、私、ちょっとこれは不適切な発言かなと私は思ったので、ちょっと慎重にお言葉を選んでお話をいただきたいと思います。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。はい。失礼いたしました。

○議長（色川晴夫君） それでは、町長、答弁。

○町長（櫻井公一君） 全体的に18億円、14億円の話されましたけれども、これは町がこういうふうにしたというよりも、世の中がそういうふうになったんじゃないのかなと思うんですね。

というのは、やっぱりずっと、自分ちょうど今10年目に入っていますけれども、令和元年の災害、それから令和4年の災害、それから令和元年からのコロナ禍、そしてこれに対する国の臨時交付金、こういったものが相まってこういう数字になっていると思うんですね。ですから、逆を言うと、令和6年、今年予算、今の、今、令和6年度に入っていますけれども、令和6年度の数字あたりが、令和元年当初の数字に戻った数字なのではないかな。ですから、この間、話ちょっと飛ぶかもしれませんが、実は8月11日だったか12日から台風10号というのが日本列島をこう来ましたけれども、あのときからもう実はびくびくしていたのが私、管理監だけじゃなくて、私もびくびくした。何でかという、台風とかあいう災害が来ると、やはりそれなりの町は対応するのが当たり前の話であって、これは町民の安心・安全を守るためには、例えば金が幾ら幾らかかるからこのあれはできないとか、そういったことは災害のときには言っておられませんので、後から精算的なことで、とにかくお金を投資してやっていくという場合には、やっぱり一財がしっかり残していないとできないわけですよ。金がない袖は振れないという言葉があるかと思いますが、そういったためにも、一財をしっかり財調として残しておいて、いざという有事のときにしっかりと対応できるということにしないといけないと私は思っています。

ですから、令和元年のときにも、あのときも稲わらでこんなにかかるのかとあって、当時の千葉総務課長なんかと、わらの処分で何で何億円もかかるんだということで大変悩んだこともあったし、それから河川の改修もあつたらうし、それから令和4年、今度、豪雨災害があつて、あのような災害が起きて、それを令和5年度、この決算まで引っ張っているというのがこういう実態に表れているんだろうと。そこにもう1つあるのがコロナだったということでもあります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

令和6年度から令和元年度ぐらいに戻ってくるんじゃないかというところですね、はい。なんです、今回決算受けて、今年度、来年度から通常と言ったらあれなんでしょうけれども、今までどおりのところを考えた上で、次期長総なんかもやっているんですが、この決算を受けて何か長総を組んでいく中で方向転換しなきゃいけないとか、何かそういった思ったところとかというのはありますか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、今、長期総合計画、次の長期総合計画、令和8年度からのこと

なんですけれども、今これについて向かって、どのような長総にしていくかというのを検討し始めたばかりでございますので、ここで、長総の中でこれをやります、あれをやりますというのは、選挙公約じゃありませんけれども、なかなかできないと思います。これは、しっかりこれから議会に次期の長総を提案するときに、何が根拠で何をどうするんだというものをしっかりとお示しできるように、しっかり案を練っていきたいと思います。

ただ、あともう1つは、それとは別に、令和10年の1月に町制100年が来ますので、10年の1月だよ、それに向けては、やはり何ていうんですかね、イベント的なことも、それから式典的に、全体的にね、考えた枠で、それはそれとして予算を組まなくちゃならないかもしれませんけれども、長総についてはしっかりしたそういう全てのこと、それこそ教育委員会絡みから何から全てのことを含めてやっていかななくちゃならないと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

じゃあ続いてなんですけど、これは昨年も言わせてもらったんですが、ふるさと納税についてなんですけれども、前年と比べると寄附金が上がっているの、いろいろと努力はしているのかなというところは理解しております。この5,900万円という実績に対して、町としてどうやって受け止めているのかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これ、個人的な話をしては失礼ですけども、担当課長とは直接話はありませんけれども、していませんでしたけれども、担当職員とは、おいちょっとこれ足りない過ぎると、この倍ぐらい目標にいったらどうだという話はします、しました、この間。誰々君、これさ、ちょっと足りない過ぎると。もう少し知恵を絞って、もうこの倍ぐらいにしていかないとまずいだろうと。ふるさと納税もそうだし、もう1つは企業版ふるさと納税もありますけれども、どちらにしても、もう少し力を私本人が入れていかないと駄目なのかなとつくづく思いました。

何でかという、隣町がこのふるさと納税ふるさと納税とあって、結構伸びているんですよ。この間、多賀城にも行ったら、多賀城も結構伸びていると。それで、気仙沼に行っては、もううちの一般会計以上にあると。それこそ何があるんだと。そうしたら、気仙沼でも牛タンだという。何で気仙沼で牛タンだと私言いたいんだけど、そういうことで上がっていると。ですからうちも、これまで4年ちょっとコロナ禍で旅館の宿泊券等々もあまり活用されなかったようだし、今年は幸いにして米が豊作のようでありますから、松島というのは結

構米も有名なところだと思いますので、そういったところで少し考えていかなくちやなと思います。これは私と話をした職員だけじゃなくて、全ての職員からアイデアを募って、当然議会からもすばらしいアイデアをもらって、今まで以上の、少なくとも倍以上の金額、何億円というか、来年は目指したいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、私も日本三景松島としてポテンシャルはあるとは思っていますのでですね。金額だと県内で下から7番目ぐらいで、件数だと4番目ぐらいだったはずなんですけど、それを見てちょっと悔しい思いがしましたので、何とかならないかなというところの思いがある中で、説明書に、新たな返礼品の開発をしていくというところで、課題、方向性の部分に書いてはあったんですが、これも委員会で詳しくはもっと聞くとするんですが、例えばとか具体的にどうやって開発していくのかなとか、例えば体験型にシフトしていくのかなとか、そういった大きなところで結構なので、あれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 今、ふるさと納税の新しい商品の開発についてだったんですけども、令和5年度に増えたのが、今まで取引をしていない旅館の宿泊券だったんですね。令和5年度の実績を見ますと、やっぱりコロナが2類から5類に移行して、旅館の宿泊が一番トップということもありましたので、まだ取引等していない旅館もありますので、そこにも当たってみる。また、今、菅野議員申し上げましたとおり、体験型も、町長の話を受けて私も聞いていたんですね。それで、体験型のもこういうのがあるよというのを聞いて、今、折衝している相手方もいますので、そういった方を見つけながらコンテンツを増やしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

こっち、返礼品の開発というところで記載されていたんですが、それというのは町と一緒に何かつくっていくつもりなのか、新たなところにも見つけるという意味合いなのか、その辺はどっちなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 結果から言うと、両方だと思っていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。いろいろな魅力的なコンテンツあると思いますので、ぜひ。

そうすると、やっぱり開発というかつくっていくとなってくると、町民との協働というのがやっぱり求められてくるなというところで、だったら、そういうときにどうするかという課があったらいいんじゃないかなと改めて思ったりはするんですが。

細かいところはまた委員会というところで、今、町長のお話もあったんですが、企業版ふるさと納税のほうについてもちょっとお聞きしておきたいなというところですよ。

目標1億5,000万円に対して1,340万円、50万円ですかね、ごめんなさい、ここは間違っていたら訂正していただきたいんですが、寄附実績なんですけど、目標に対して10%にも満たない状況だったというところと、今年の8,500万円からちょっと大幅に減っているなど。もちろんいろいろ頑張っているというところは分かるんですが、今お話にもあったんですが、これもしかしたら頑張りが間違っているのではないかなとか、この数字を見ると思ってしまうんですね。この点に関して振り返って、先ほどもお話ありましたが、改めてこの辺の反省と今後どういうふうやっていくかというところ。あとは、先ほど7月に実際あったというところもあったので、その辺も話も含めて改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これについては、先ほどの高橋幸彦議員に答弁したとおりでございますので、この数字が上がらなかったことについては私の責任でありますので、謙虚にこれは反省をして、これの、何ていうんですかね、ことしっかり反省踏まえて、次にステージに立っていきたくて、このように思います。

どちらにしても相手があることでございますけれども、相手も1社だけじゃございませんので、数社いますから、しっかりそこには今後も企業回りをしながらやっていきたくて、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

先ほど7月にあったというところで、これ決算のところ聞くというのもあれなんですけど、令和6年度も1億円を目標としている中で、令和5年度に対して5,000万円減らしているとはいえ達成できるのかなとかという心配もあつたりはするんですが、その辺の見込みなんかも

併せて教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、9月、今日は6日ですかね、7日かな、どちらにしても業界って、いろいろな大きい会社の決算はまだ先でございますので、決算に合わせた時期に例えばそういう企業版等が出てくるふるさと納税というのは大いにあるようでございますので、そういった相手方の決算に合わせて、動くときはこっちも動かなくちゃならない。当然、決算のときだけ来るといってもいけないので、当然向こうに行ったときは、何かのあれで東京、名古屋行ったときについてはもうできるだけ回って帰ってくると、こういう姿勢を貫いていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。現在、詳しい数字なんかに関しては委員会のほうで、金田次長がいろいろと、今、書類用意していると思うんですが、委員会で改めて聞かせていただきますので大丈夫です。

続いて、一般管理費について、職員さんに対しての福利厚生についてなんですが、前年と比較すると、研修内容もクレーム対応だったりコーチングのものだったりアサーティブコミュニケーションだったり、いろいろと時代に合わせて実施しているなというところが分かりました。クレーム対応の研修だったりとかやっているということは、昨今、カスハラですかね、カスタマーハラスメントが問題になったりしているわけなんですが、この町の役場内でもそういった事例などあるのかどうかというところをちょっと確認させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私が聞いている範囲では直接ちょっと報告は受けていないんですが、もしかすると特に1階はしょっちゅうお客さんが窓口に来られますので、ちょっと威圧的というかそういった言動の方がいるんだと思いますが、直接報告は受けていません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 例えばそれが実際に目に見えてカスハラだなと思った場合とかという対応方法とかというのは、どういった形になるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長、いいですか、大丈夫ですか。

○総務課長（千葉繁雄君） 実際これまではなかったんですけども、一応職員の相談窓口とか、あとはパワハラ関係についての要綱は2年ぐらい、去年かな、去年、昨年度策定をして、研

修なんかを始めたところですので、まだちょっと具体的にその辺の、要は対外的な部分についてちょっと整理はまだできておりませんので、今後そこはちょっと課題と捉えています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ぜひ早急に準備していただければなというところで、今、課長のお話でパワハラというお話もあったんですが、今、ニュースなんかですと兵庫県知事のニュースだったりとかというところで、自治体トップのパワハラなどというところも問題になっていたりはするんですが、その部分に関しては言いにくいところあるとは思いますが、松島では大丈夫ですかというところもちょっと確認をさせていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 大丈夫か大丈夫でないかといえば、多分あるかないかということだと思いますので、それにちょっと危険性のあるものがあるという報告は受けていますので、そうならないように昨年度から年度初めにそうした研修を始めておりますし、あと職員の方がL o G oチャットで、そういうハラスメント全般について、こういうことだとハラスメントに該当しますよだとか、じゃあそうならないためにどういう行動を取ったらいいかという、たしかユーチューブなんではないでしょうか、それを見られる環境を昨今整備したところです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） L o G oチャットというものはどういったものなんですかね。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） 今年度から松島町で正式に取り入れているもので、役場内の職員で情報交換ができるものとなっております、先ほど総務課長お話しされたのが、役場庁内で見られる掲示板というページがありまして、そこに先ほど、パワハラに関する研修動画などをアップしているということで、各事務端末、個々人の職員の事務端末からそういった情報を見られるという内容となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ちょっとごめんなさい、そのL o G oチャットというのは掲示板的なのでそういった動画を上げているのか、もし相談がある職員の方がいたらそこに書き込んだりするとか、そういった認識で合っていますか。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） そちら、上げるコーナーによることになるかと思います。掲示板に、例えば先ほどの話ですと、パワハラ研修動画というような形でアップして、お知らせとしては、各職員の方々この動画についてお時間取りながらご覧くださいとかという形でアップすること。例えば相談の窓口みたいなページを設ければ、そういったことも吸い上げることができる。一般のインターネットの中でも掲示板サイトみたいなのがありますけれども、そういったものとも近い感じで取っていただいて差し支えないかと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） じゃあ相談窓口用意しているのはまた別ということですね。掲示板というので、もしかしてそこに「今、町長にパワハラされているなう」とかとばんばん書き込まれてもすごいことになるだろうなと思っていたので。分かりました。

先ほどの補正予算のときも、今野さんもおっしゃっていたんですが、働き方いろいろと見直されている中で、職員の方の負担が大きくなっていないかというところ、ストレス過多になっていないかというところ、その辺もケアをしっかりとしていると先ほど副町長のお話でもあったんですが、具体的にどういった形でケアしていたりとか管理方法とかというの、もし教えていただければと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当たり前のことだと言われるかもしれませんが、毎月必ず衛生委員会をやって、職員の代表の方に来ていただいて、勤務状況等々、改善する点があればいろいろ意見を聞いてやっています。管理職の方も意識をして、時間外がちょっと多いなというときには、あまりそれを、何ですかね、期間がたたないうちに声がけをして、あと班全体で仕事の再配分をするなり、そこはしっかりとやっていただいているのかなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

これ相談窓口設けているという話あったんですが、これはどういった相談窓口なのかというところもちょっと確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 職員の相談窓口、総務課、具体的には総務管理班を窓口として、内容等については、基本的には職場環境に関連するものであれば全て一応お聞きするというこ

とで、それを踏まえて状況によっては聞き取りをして、最終的に町長に報告をして、対応が必要であれば対応するという。これ前からある体制なので、それについても時代に合ったような形で、もっと相談しやすいツールだったり体制の整備はちょっとしていきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね、多分、庁舎内の悩みがあったときに総務に相談するというのは、多分、本当にストレスがたまったり抱えている人は多分相談しないと思うので、その辺は何か外部を利用したりとか、そういったところの窓口というところが早急に必要なのかなというところではあるんですが。

あとはもう1点、何かあった場合、先ほどもいろいろとあったんだろうなというところ、私も話を聞いていて思ったんですが、そういった場合の第三者委員会だったりとか設立の、通常で常に設けているというわけではなくても、何かあったときにそういった客観的な判断できるような体制というのはつくっておいたほうがいいのではないだろうかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今のところは、そこまでちょっと考えていませんでした。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員、一般質問に近くなってきていましたのでね。

○1番（菅野隆二君） ああ、そうですか。分かりました。もう1つだけ。すみません。

そこに関してはすごい重要だと思っていますので。私も、メンタルをやられて会社を休んだ方のケアというのを、この議員の仕事がないときにやっているわけなんですけど、やっぱり社内でもつくっていてもあまり意味がなくて、やっぱり相談しやすいようなところで設けていないと、こっちがこう思っているけれどもも思っているもなかなか吐き出せないというところがありますので、その辺はちょっと早めにかやっていたらいいというところは思いますので、それが多分、職員さんのモチベーションにもつながってくるだろうと思いますから、その辺は改めて、総括とはちょっとずれましたが、すみません、要望として。

じゃあ続いて、これも一般質問で話題に上げたんですが、タウンミーティングで、令和5年度の施政方針の中でも、対象を広く募集し、多様で幅広い世代のご意見を町政に反映してまいりますと記載されてあったわけですが、これも、こども未来アカデミーのほうだったり書いていたんですが、開催実績というものをちょっと教えていただければと思っていました。

○議長（色川晴夫君） 金田企画調整課次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） 令和5年度につきましては、広報であるとかホームページで周知は行ったんですけれども、令和5年度自体は実績はございませんでした。子ども版タウンミーティング以外ですね、申込みの実績はございませんでした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） なかったんですね。はい、分かりました。

あと、こども未来アカデミーに関しては各校で1回ずつというところなんですけど、これ取組もすごくよいと思うんですが、これから回数を増やすとかそういった考えはないのかなとか、回数増やしていただければなと思ったりもしたんですが、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） こちらにつきましては、今年度も、昨年度まで実施しているバージョンでの子ども版タウンミーティングも考えてはいるんですけれども、現在、長期総合計画策定期間でもございますので、他の方面とも今後協議を進めながら、可能性を見込みながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。これ取組すごいいなと思っているので、ぜひ今年度も含めてやっていただければと思います。

続いて、ちょっと次、予算委員会で聞こうかなというところもあったんですが、ごめんなさい、決算審査委員会で聞こうかなと思ったところなんですけど、学校給食について1個だけ聞かせてもらえればと思ったんですが、1食当たりが小学校で280円で中学校で330円というところなんです。別にこれは無償化してくれというわけではなくて、これだけ食材が高騰していると、この金額で本当に子供たちに栄養のある給食を提供し続けることできるのかなとか、現場に必要な以上の負担かかっていないかなとかとってしまうんですが、この部分、公共料金だったり手数料の見直しなども行っているんで、給食費の見直しとかというのも考えていたりしないのかなというところも含めてお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） 給食費のメニューというんですかね、それは栄養教諭の先生と給食センターのほうでいろいろ考えながら、何とか栄養価を落とさないように工夫しながら一応やっております。

今のところなんです、去年は何とか間に合って、今年も一応その予算の中でやりながら、今現状進めている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そういったいろいろと工夫してやっていたというところはあるんですが、これ本当に栄養士の方って現場に負担がかかっているのかなとか、大変なんだろうなという思いがあるので、その辺の聞き取りだったりヒアリングだったりとかはしっかりできているのかというところもちょっと確認をさせていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 栄養士じゃなくて栄養教諭ということ（「失礼しました」の声あり）いやいや、いいんです。そういうのを昨年度から松島町では採用というか人事配置としてしていただきました。栄養教諭というのは栄養士さんの、何ていうか、さらに一步、授業もできる、子供たちについて単独で授業できるという優れた人ですので、あと地場産品のコーディネートとかそういうのしながら、うまく子供たちの栄養価を落とさないように努力しているところでございます。

そして、その方の仕事量というのは、今のところ非常に負担がかかるというわけではないと解釈しています。学校においても授業してもらって、すばらしい何か成果を生んでいると。この前も議員さんたちが給食センターに来ていただいて、すばらしいビデオを見て感激して帰ったということでしたので。それでいいんですね、感激しましたね。それくらい優れた方ですので、大切に扱って、物ではないんですけども、大切に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ぜひその辺のケアをしっかりしていただければと思います。

これまたまだと思うんですが、私もさっき話したとおり、職場でメンタルに不調を抱えた方の無料相談なんかもやっているんですが、そこに来る方で、たまたまだと思うんですが、栄養士の方が多いです。多分だからストレスがいろいろかかるのかなというところもあったので、ちょっと聞かせていただきました。

最後なんです、電子計算費のここ、自治体情報システムの標準化・共通化についてお聞きしたいと思います。

これが昨年10月の調査で移行困難自治体171団体というところでニュースが上がっていて、その後に移行困難の申請をした自治体もあるというところではあるんですが、松島町は間に合う見込みなのかというところ、そこを確認させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） 今、町議おっしゃられた記事が出た後にも、総務省のほうとかでも、再度、全国含めての調整をしていただいて、今後の物価高騰とかそういったことはどうなるかちょっと見通しは何とも言えないところございますが、現時点で再度示された補助につきましては見込みを満たしているという状況になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

今回の業務が通常の大規模システム改修より2.5倍以上の業務になるというのも話聞きましたので、そういった部分で、今、企画調整課で担当していると思うんですが、人員もいない中でその負担になっているというところはないのかどうかというところも確認をさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） 昨年度からですね、専任のDX担当と、あと兼務も2人ついておりますので、その人員で今何とか回している状況でございますので、何とか進めていけるかと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

じゃあ以上で終了なんです、今回いろいろと人員のところだったりとかというお話はしたんですが、やっぱり我々議会としていい提案をしたとしても、例えば町長がいいアイデアを出したとしても、やっていただける方がモチベーション高くやっていただけないと何も始まらないなというところがちょっと思うところがありまして、そういったところお話しさせていただきました。

急遽、今日、私、総括質疑、本当は月曜日と考えていたんですが、今日やることになりました

て、原稿見ていたんですが、これ去年の原稿だったんですが、町長が環境という変化に対応したものだけが生き残るというダーウィンの名言言っていましたが、やっぱりこれ、これからも松島において重要な考え方だと思いますので、変化に対応した行政運営に取り組んでいただくことをお願いして、私の総括質疑、以上となります。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

総括質疑は継続中ですが、本日の会議、以上をもって閉じたいと思います。

総括質疑は月曜日9日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、9月9日午前10時です。

今日は皆さん、大変お疲れさまでした。

午後4時10分 延 会